

津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

設 計 図

図面リスト					
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	<機械>				<電気>
M-01	機械設備工事特記仕様書 1	M-16	空調設備 3階平面詳細図 2	E-01	電気設備工事特記仕様書 1
M-02	機械設備工事特記仕様書 2	M-17	空調制御設備 1階平面図	E-02	電気設備工事特記仕様書 2
M-03	配置図・附近見取図	M-18	空調制御設備 2階平面図	E-03	電気設備工事特記仕様書 3
M-04	空調設備 系統図	M-19	空調制御設備 3階平面図	E-04	配置図
M-05	空調制御設備 系統図	M-20	標準仕様図	E-05	高圧単線結線図・受変電設備
M-06	空調機器表	M-21	普通教室棟 1階平面図	E-06	既設受変電設備・分電盤結線図
M-07	空調設備 1階平面図	M-22	普通教室棟 2階平面図	E-07	電気設備 1階平面図
M-08	空調設備 2階平面図	M-23	普通教室棟 3階平面図	E-08	電気設備 2階平面図
M-09	空調設備 3階平面図	M-24	普通教室棟 屋根伏図	E-09	電気設備 3階平面図
M-10	空調設備 1階平面詳細図 1	M-25	管理教室棟 2階平面図	E-10	電気設備 屋根伏図
M-11	空調設備 1階平面詳細図 2	M-26	管理教室棟 3階平面図		
M-12	空調設備 1、2階平面詳細図	M-27	建具表		
M-13	空調設備 2階平面詳細図 1	M-28	キュービクル廻り詳細図		
M-14	空調設備 2階平面詳細図 2	M-29	断面詳細図		
M-15	空調設備 3階平面詳細図 1				

N I S S H I N

S E K K E I

日新設計株式会社

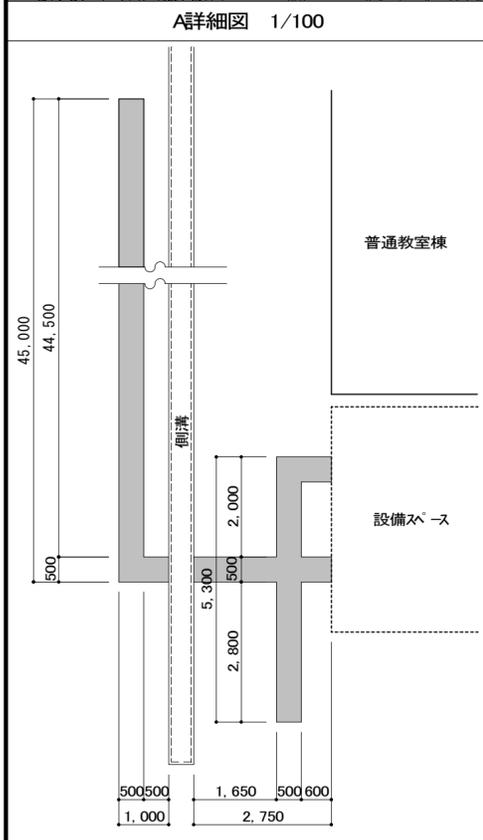
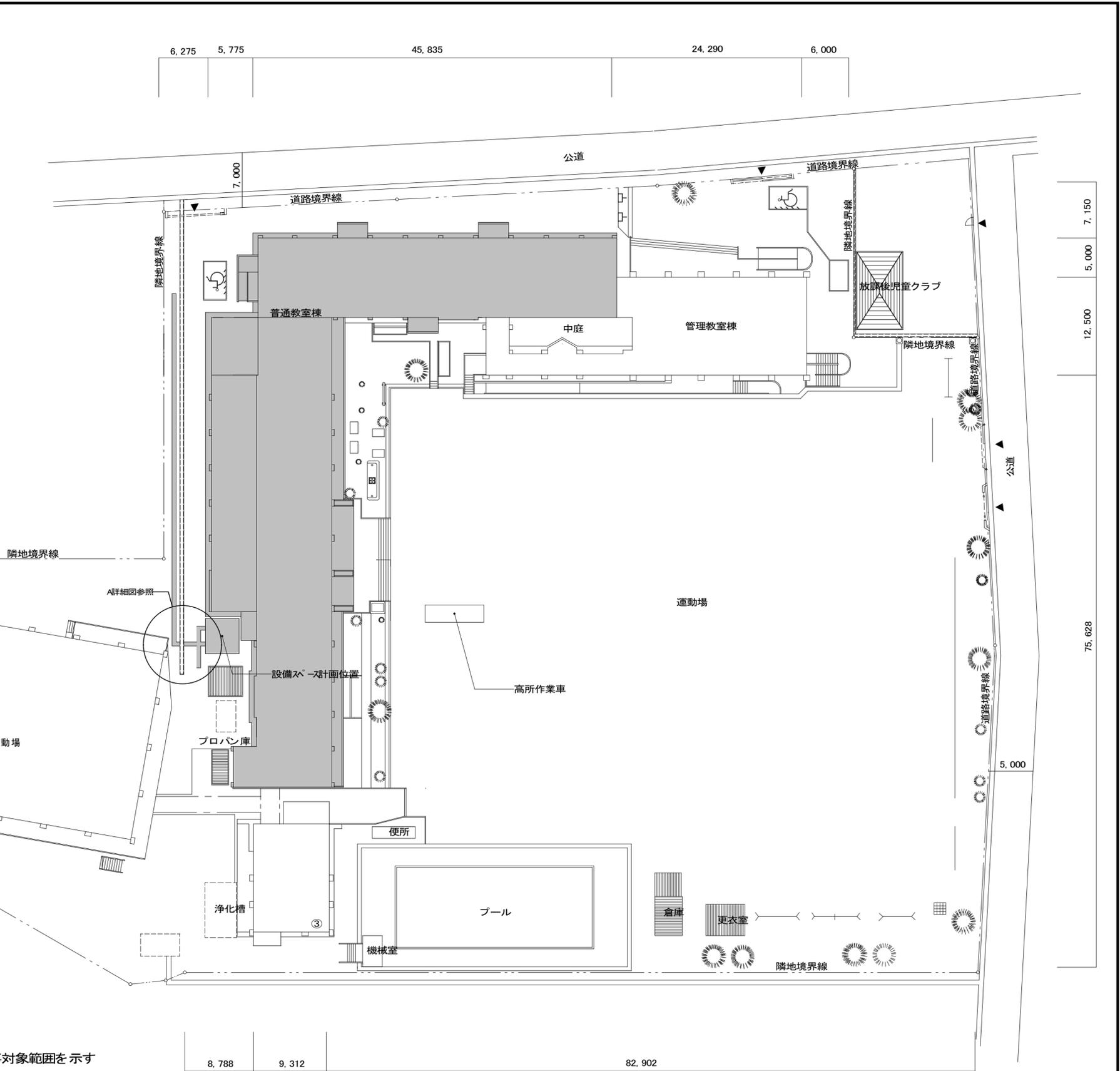
機械設備工事特記仕様書	
1 工事名称	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
2 工事場所	津市 森町 地内
3 建築概要	
4 適用基準	消法令の適用 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官庁審判部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備前置設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを適用する。
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおり施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上り不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 □建築工事に準じる 1) 工事書類 : 施工計画書 ・ 打合せ記録 ・ 施工要領書 ・ 機器使用願 ・ 機器明細図 ・ 工程表 ・ 施工図等 2) 工事完成図書 : 品質確認書類 ・ 工事日報 ・ 工事写真 ・ 安全・訓練実施記録 ・ 竣工図（製本4(原寸2部、A3(見開き)2部)） ・ 機器完成図（ファイル等1部） ・ 保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） 2部 ・ 機器性能試験成績書 1部 ・ 総合調整測定表（試験結果・測定結果等） 1部 ・ 官公署届出書類、検査済証 1部 ・ 出来形確認書類 1部 等 ※ 竣工図・竣工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真は倉庫工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。 ※ 建築包合工事の場合、監督員に確認のこと。 (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、品名、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品名は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付金額・耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な手続ききは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 □本工事(□建築工事 □電気設備工事 □機械設備工事) □別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。 (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） 基礎寸法 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 支持間隔 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 排水勾配 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ (6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された図面において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する □ 適用しない (7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類 機器名 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） 水栓類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） その他監督員が指示するもの ■適用する □適用しない (9) 冷媒（フロン類）の回収 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数（ ）回

(11) 発生材の処理等 □建築工事に準じる 1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） 3) 現場において再利用を図るもの □発生土 □その他（ ） 4) 再資源化を図るもの（ □コンクリート塊 □アスファルトコンクリート塊 □建設発生木材 ） 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2, B2票を提示すること。） (12) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない (13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし（ ） 2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（ 時 ~ 時 ） (14) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり（平成 年 月 日） (15) 仮設工事 構内既存の施設 □建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (16) 足場 □建築工事に準じる 1) 内部足場 ■ 独立 □ 足場板 2) 外部足場 ■ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 ■ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等級以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入りできない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名：) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。 (認定製品の品名： ・間伐材製工事用バリエード・間伐材工事看板・間伐材表示板) (18) 建設副産物 1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に盛り込んで監督員に提出すること。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。 (19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理業計表（マニフェスト）の数量の集計を超えて請求することはできない。 (20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 (21) 既設との取合い・養生 養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設に準じ復旧すること。 (22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
--

(23) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン充填回収登録業者が行うこと。 6 工事項目 給排水衛生設備工事 □ 屋外給水設備工事 □ 屋内給水設備工事 □ 屋外排水設備工事 □ 屋内排水通気設備工事 □ 衛生器具設備工事 □ 消火設備工事 □ 給湯設備工事 □ 屋外ガス設備工事 □ 屋内ガス設備工事 □ 浄化槽設備工事 □ 厨廃機設備 空調設備工事 ■ 機器設備工事 ■ 配管設備工事 □ 換気設備工事 7 工事概要 空調設備工事 (1) 機器設備工事 本工事は、空冷ヒートポンプパッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。 空調設備工事に於ける外気、室内の温湿度条件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>乾球温度℃</td> <td>湿球温度℃</td> <td>相対湿度%</td> </tr> <tr> <td>外気条件</td> <td>夏期 34.5</td> <td>27.3</td> <td>57.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬期 1.7</td> <td>-1.3</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>室内条件</td> <td>夏期 26</td> <td>-</td> <td>成行き</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬期 22</td> <td>-</td> <td>成行き</td> </tr> </table> (2) 配管設備工事 各機器間のドレン、冷媒配管をおこなうものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。 8 総合調整 (1) 風量調整 □ 適用する ■ 適用しない (2) 水量調整 □ 適用する ■ 適用しない (3) 室内外空気の温度測定 ■ 適用する □ 適用しない (4) 室内外空気の湿度測定 ■ 適用する □ 適用しない (5) 室内気流及びじんあいの測定 □ 適用する ■ 適用しない (6) 騒音の測定 □ 適用する ■ 適用しない (7) 飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査) □ 適用する ■ 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。 ※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。 (8) その他（ ） □ 適用する 適用しない		乾球温度℃	湿球温度℃	相対湿度%	外気条件	夏期 34.5	27.3	57.6		冬期 1.7	-1.3	49.6	室内条件	夏期 26	-	成行き		冬期 22	-	成行き
	乾球温度℃	湿球温度℃	相対湿度%																	
外気条件	夏期 34.5	27.3	57.6																	
	冬期 1.7	-1.3	49.6																	
室内条件	夏期 26	-	成行き																	
	冬期 22	-	成行き																	

9 工事細目 (1) 配管材料 部分的に配管の種類を変更する場合は、図面に明記すること。 <table border="1"> <tr> <td>□ 給水管</td> <td>□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-VU) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA, FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内成型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：HIVP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JNMA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼管JNMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。</td> </tr> <tr> <td>□ 雑排水管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M10継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>□ 通気管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M10継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>□ 汚水管</td> <td>□ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M10継ぎ手 JRF M10 002 □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>□ 給管</td> <td>□ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203</td> </tr> <tr> <td>□ 給湯管</td> <td>□ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：NHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼管JNMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448</td> </tr> <tr> <td>□ ガス管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。 ガス事業者の供給規定に準じる。</td> </tr> <tr> <td>□ 消火管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。</td> </tr> <tr> <td>□ 屋外埋設排水</td> <td>□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1)鉄筋用速力鉄筋コンクリート管</td> </tr> <tr> <td>□ 冷温水配管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K 140 (一般：SGP -HVA)</td> </tr> <tr> <td>□ 冷却水管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K116 (一般：SGP-VA, VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA, FVB)</td> </tr> <tr> <td>■ ドレン管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・カラ-VP) ■ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</td> </tr> <tr> <td>■ 冷媒管</td> <td>□ 鋼及び銅合金無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 ■ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温層は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。</td> </tr> <tr> <td>□ 油管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合</td> </tr> <tr> <td>□ 蒸気管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td>□ プライン管</td> <td>□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452</td> </tr> </table>	□ 給水管	□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-VU) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA, FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内成型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：HIVP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JNMA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼管JNMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。	□ 雑排水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M10継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。	□ 通気管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M10継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。	□ 汚水管	□ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M10継ぎ手 JRF M10 002 □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。	□ 給管	□ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203	□ 給湯管	□ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：NHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼管JNMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448	□ ガス管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。 ガス事業者の供給規定に準じる。	□ 消火管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。	□ 屋外埋設排水	□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1)鉄筋用速力鉄筋コンクリート管	□ 冷温水配管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K 140 (一般：SGP -HVA)	□ 冷却水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K116 (一般：SGP-VA, VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA, FVB)	■ ドレン管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・カラ-VP) ■ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。	■ 冷媒管	□ 鋼及び銅合金無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 ■ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温層は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。	□ 油管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合	□ 蒸気管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452	□ プライン管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452
□ 給水管	□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-VU) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA, FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内成型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：HIVP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JNMA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼管JNMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。																															
□ 雑排水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M10継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。																															
□ 通気管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M10継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。																															
□ 汚水管	□ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M10継ぎ手 JRF M10 002 □ 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。																															
□ 給管	□ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203																															
□ 給湯管	□ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：NHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼管JNMA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448																															
□ ガス管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。 ガス事業者の供給規定に準じる。																															
□ 消火管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管は、取出し位置のφL面又はSL.FL面より+100立ち上げた所までとする。																															
□ 屋外埋設排水	□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1)鉄筋用速力鉄筋コンクリート管																															
□ 冷温水配管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K 140 (一般：SGP -HVA)																															
□ 冷却水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JNMA K116 (一般：SGP-VA, VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA, FVB)																															
■ ドレン管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・カラ-VP) ■ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。																															
■ 冷媒管	□ 鋼及び銅合金無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 ■ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温層は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。																															
□ 油管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合																															
□ 蒸気管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452																															
□ プライン管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452																															
※ 弁類 排水ポンプ(二次側)、消火ポンプ(二次側)、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は 5Kとする。 塩化ビニルライニング鋼管に使用する際は、管端防食コ付き、又はライニング弁を使用すること。																																

備考	Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
	Drawing Title	機械設備工事特記仕様書 1	SCALE
		設計担当者	NS
	一級建築士 No.215909 関分産之	二級建築士 No.10498 多須弘樹	
<p style="text-align: center;">NISSHIN SEKKEI 目新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹</p>			



アスファルト舗装 撤去・復旧 カッター入れ共
復旧: 密粒度アスコン A-5-15(再生材)

備	
考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

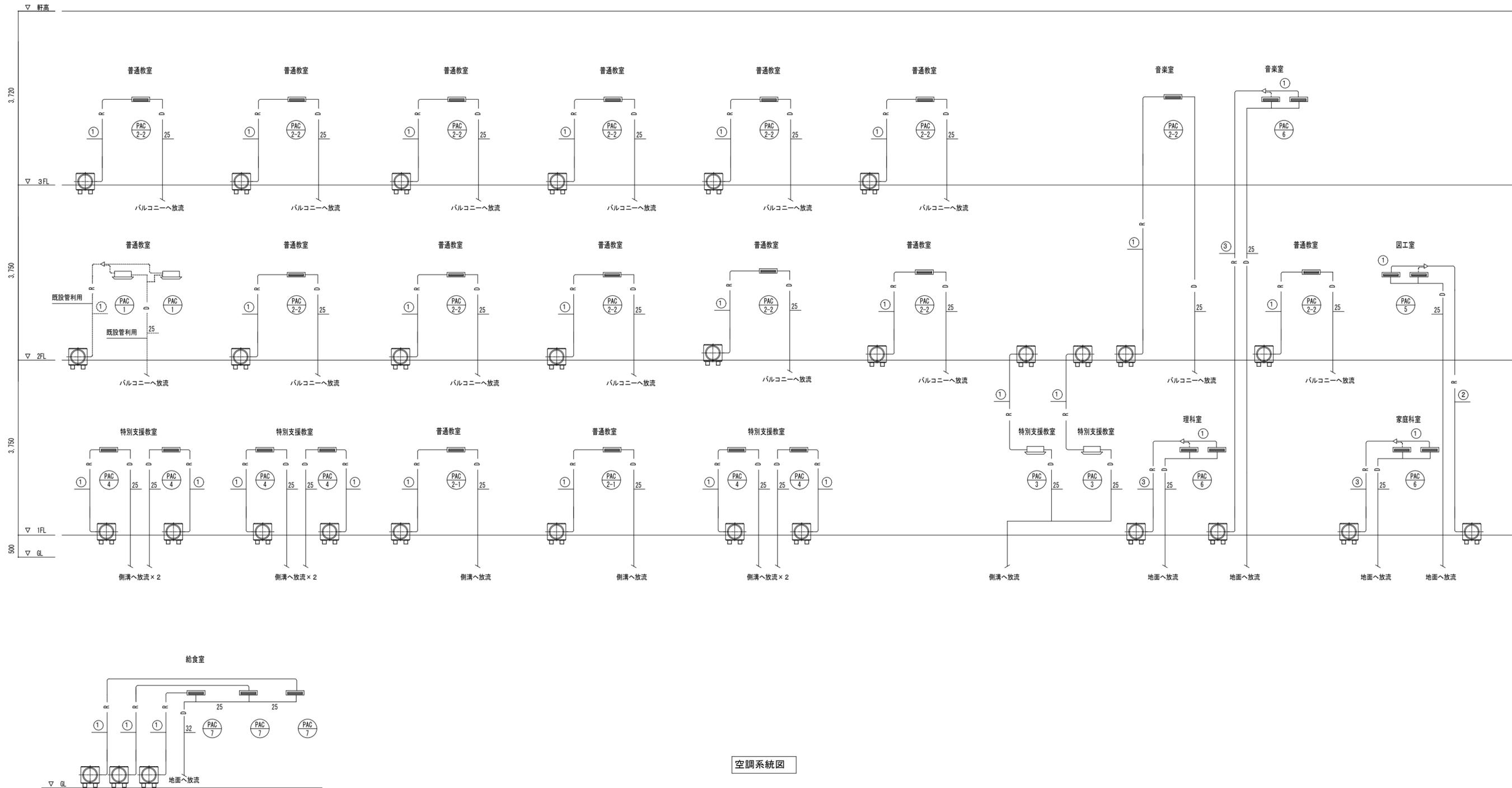
Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	配置図・附近見取図
設計担当者	
一級建築士 No. 215909 國分憲之	二級建築士 No. 10498 多湖弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/400 A3:1/560
M-03 原図: A2	

冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

渡り配線 WF2.0SQ-3C 冷媒共巻



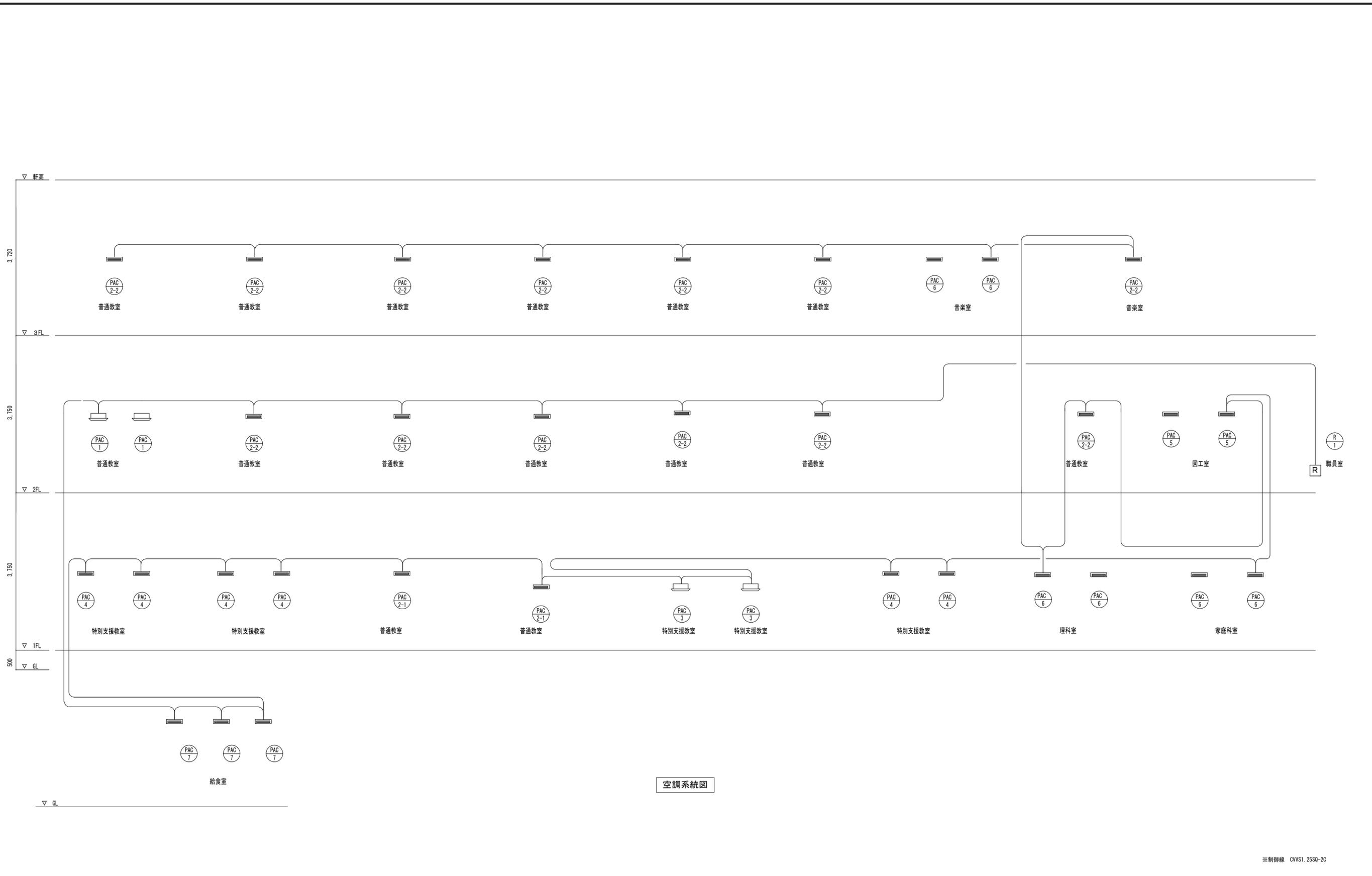
空調系統図

備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	空調設備 系統図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 磯分恵之	二級建築士 No.10498 多瀬弘樹

DATE	
SCALE	NS
M-04 原図: A2	



空調系統図

※制御線 CWS1.25SQ-2C

備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	空調制御設備 系統図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 藤分恵之	二級建築士 No.10498 多瀬弘樹

DATE
SCALE
NS
M-05 原図: A2

図 示 記 号

記 号	名 称
R	冷 媒 管
D	ド レ ン 管

空 調 機 器 表

形式：空冷ヒートポンプ式(電気)

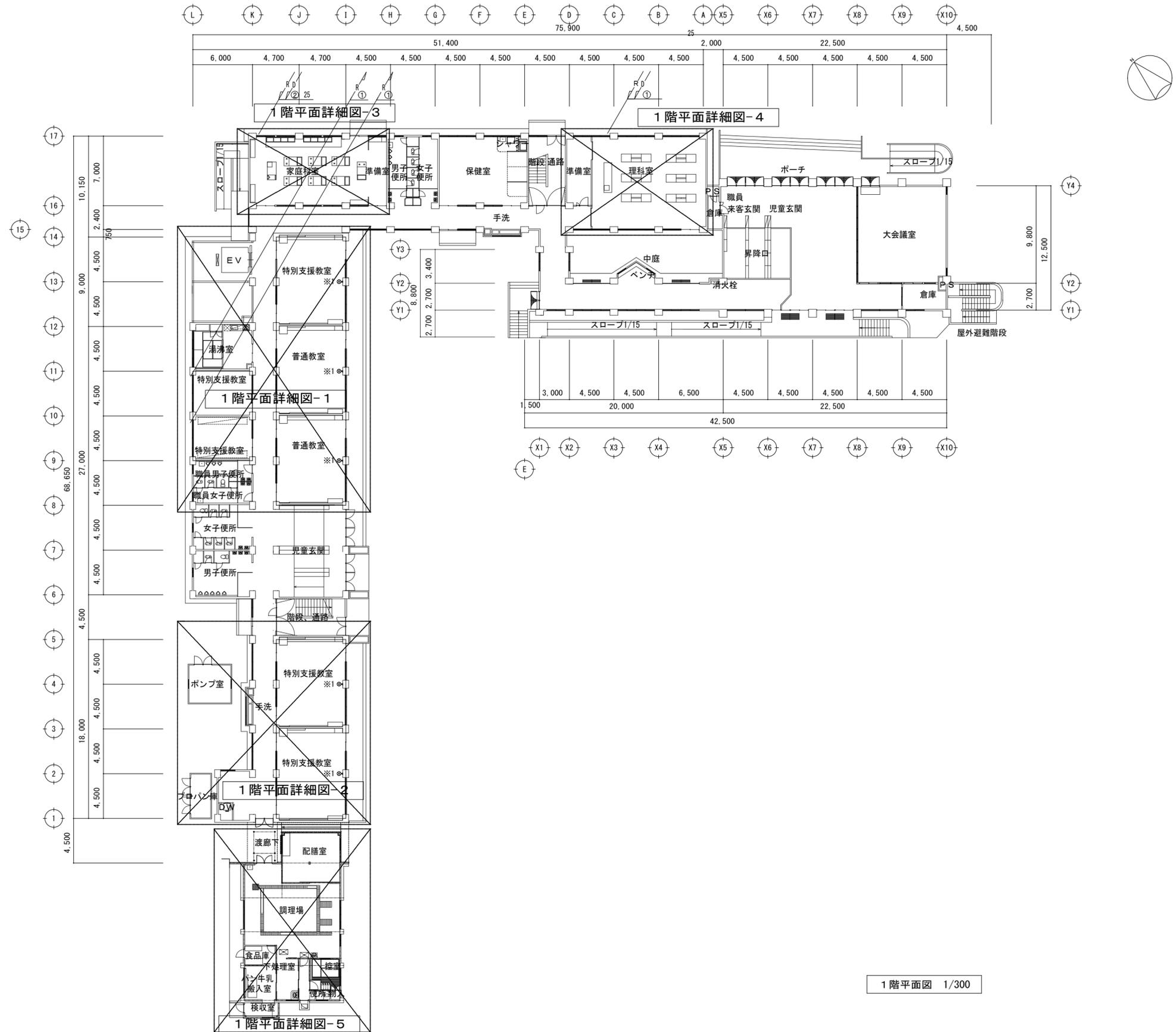
機器番号	機器名称 参考型番	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量			台数	設置場所及び備考
			電源	圧縮機	消費電力		
			(V)	(KW)	(KW)		
PAC-1	パッケージエアコン	形 式 天井スポット4方向 同時タイプ 冷房能力 定格 14.0(6.3~16.0) kW 暖房能力 定格 16.0(7.2~20.0) kW 付属品 化粧パネル、ワイヤレスコン、風向調整板、他一式共 基 礎 既成コンクリート架台(防振ゴム敷設)	3-200	2.99	冷 4.18 暖 4.05 低温 6.4	1	2F普通教室
PAC-2-1	パッケージエアコン	形 式 天吊形 冷房能力 定格 14.0(6.3~16.0) kW 暖房能力 定格 16.0(7.2~20.0) kW 付属品 ワイヤレスコン、防護ネット、他一式共 基 礎 既成コンクリート架台(防振ゴム敷設)	3-200	2.99	冷 5.38 暖 4.65 低温 7.1	2	1F普通教室
PAC-2-2	パッケージエアコン	形 式 天吊形 冷房能力 定格 14.0(6.3~16.0) kW 暖房能力 定格 16.0(7.2~20.0) kW 付属品 ワイヤレスコン、風向調整板、他一式共 基 礎 既成コンクリート架台(防振ゴム敷設)	3-200	2.99	冷 5.38 暖 4.65 低温 7.1	13	2F・3F普通教室 音楽室
PAC-3	パッケージエアコン	形 式 天井スポット4方向 冷房能力 定格 7.1(1.8~8.0) kW 暖房能力 定格 8.0(2.0~9.5) kW 付属品 化粧パネル、ワイヤレスコン、他一式共 基 礎 既成コンクリート架台(防振ゴム敷設)	3-200	1.7	冷 2.1 暖 2.05 低温 2.39	2	1F特別支援教室
PAC-4	パッケージエアコン	形 式 天吊形 冷房能力 定格 7.1(3.2~8.0) kW 暖房能力 定格 8.0(3.6~9.5) kW 付属品 ワイヤレスコン、防護ネット、他一式共 基 礎 既成コンクリート架台(防振ゴム敷設)	3-200	1.7	冷 2.1 暖 2.25 低温 2.49	6	1F特別支援教室
R-1	集中管理リモコン	形 式 タッチパネル式集中管理コントローラ 仕 様 アイコン表示・カラータッチ画面、遠隔監視・操作 グループ制御・個別一括運転・停止・異常表示・温度設定	1-100			1	2F職員室
注記	運転特性、能力はJIS条件による。電源容量値は参考とする。 空調機トッランナー基準改定仕様とする。冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機—室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 機器は同等品以上とする。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様とする。						

機器番号	機器名称 参考型番	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量			台数	設置場所及び備考
			電源	圧縮機	消費電力		
			(V)	(KW)	(KW)		
PAC-5	パッケージエアコン	形 式 天吊型 同時タイプ 冷房能力 定格 20.0(10.1~22.4) kW 暖房能力 定格 22.4(10.1~28.0) kW 付属品 ワイヤレスコン、他一式共 基 礎 現場打ちコンクリート基礎	3-200	4.61	冷 7.21 暖 6.48 低温 7.35	1	図工室
PAC-6	パッケージエアコン	形 式 天吊形 同時タイプ 冷房能力 定格 25.0(11.3~28.0) kW 暖房能力 定格 28.0(12.6~35.0) kW 付属品 ワイヤレスコン、他一式共 基 礎 現場打ちコンクリート基礎	3-200	5.70	冷 10.2 暖 8.54 低温 12.9	3	家庭科室、理科室 音楽室
PAC-7	パッケージエアコン	形 式 天吊形(厨房用) 冷房能力 定格 12.5(5.7~14.0) kW 暖房能力 定格 14.0(6.3~18.0) kW 付属品 ワイヤレスコン、他一式共 基 礎 既成コンクリート架台(防振ゴム敷設)	3-200	2.41	冷 5.38 暖 4.65 低温 7.62	3	給食室

備 考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	空調機器表	SCALE
	設計担当者	NS
一級建築士 No.215909 國分 寛之	二級建築士 No.10498 多田 弘樹	M-06 原図: A2



1階平面図 1/300

冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

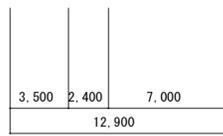
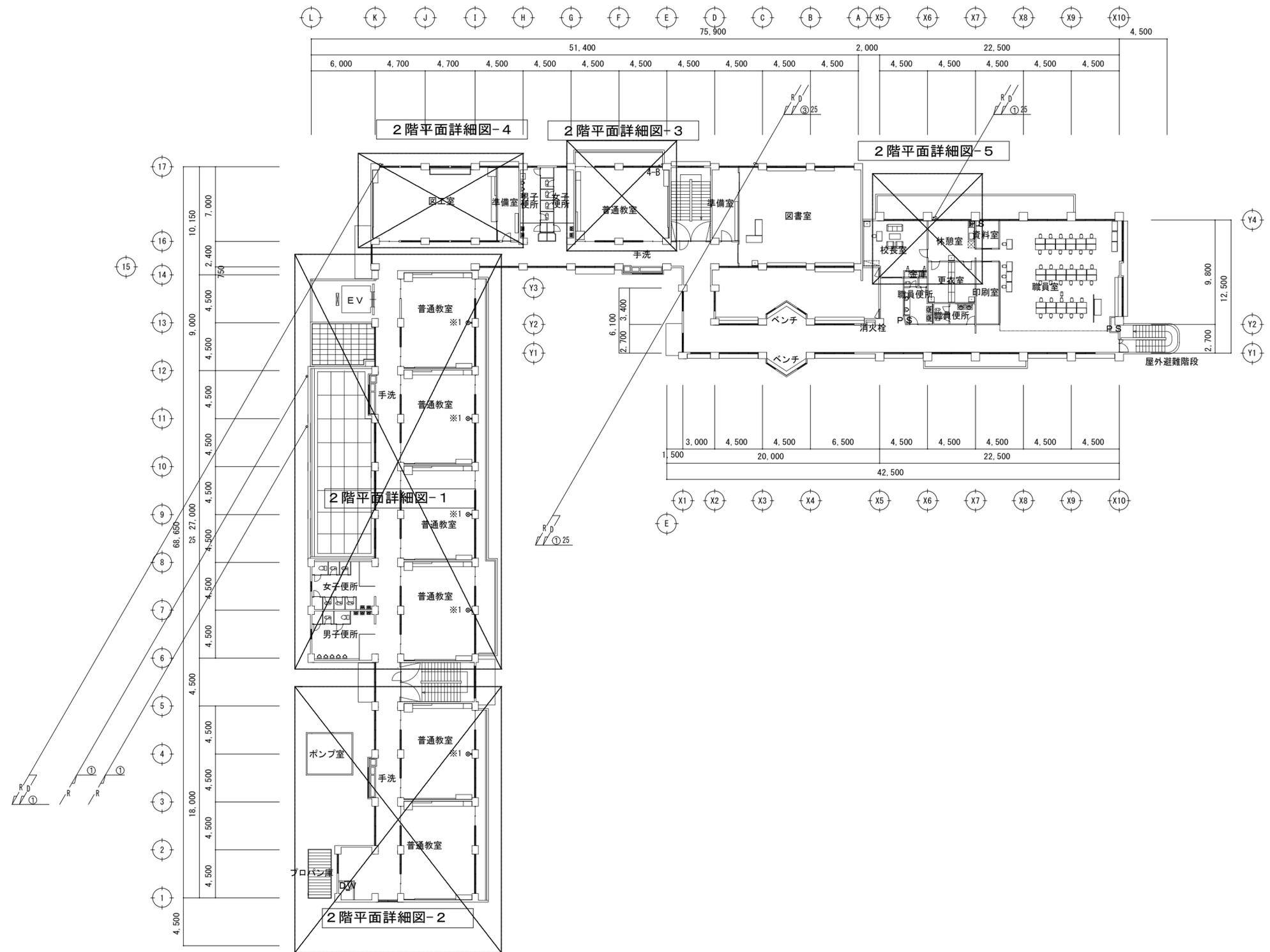
渡り配線 WVF2.0SQ-3C 冷媒共巻

記号	名称
※1	既設壁掛型扇風機300φの脱着を行う

備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	空調設備 1階平面図	SCALE
		A2:1/300 A3:1/420
	設計担当者	
一級建築士 No.215909 國分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹	M-07 原図: A2



2階平面図 1/300

冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

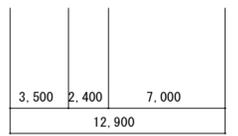
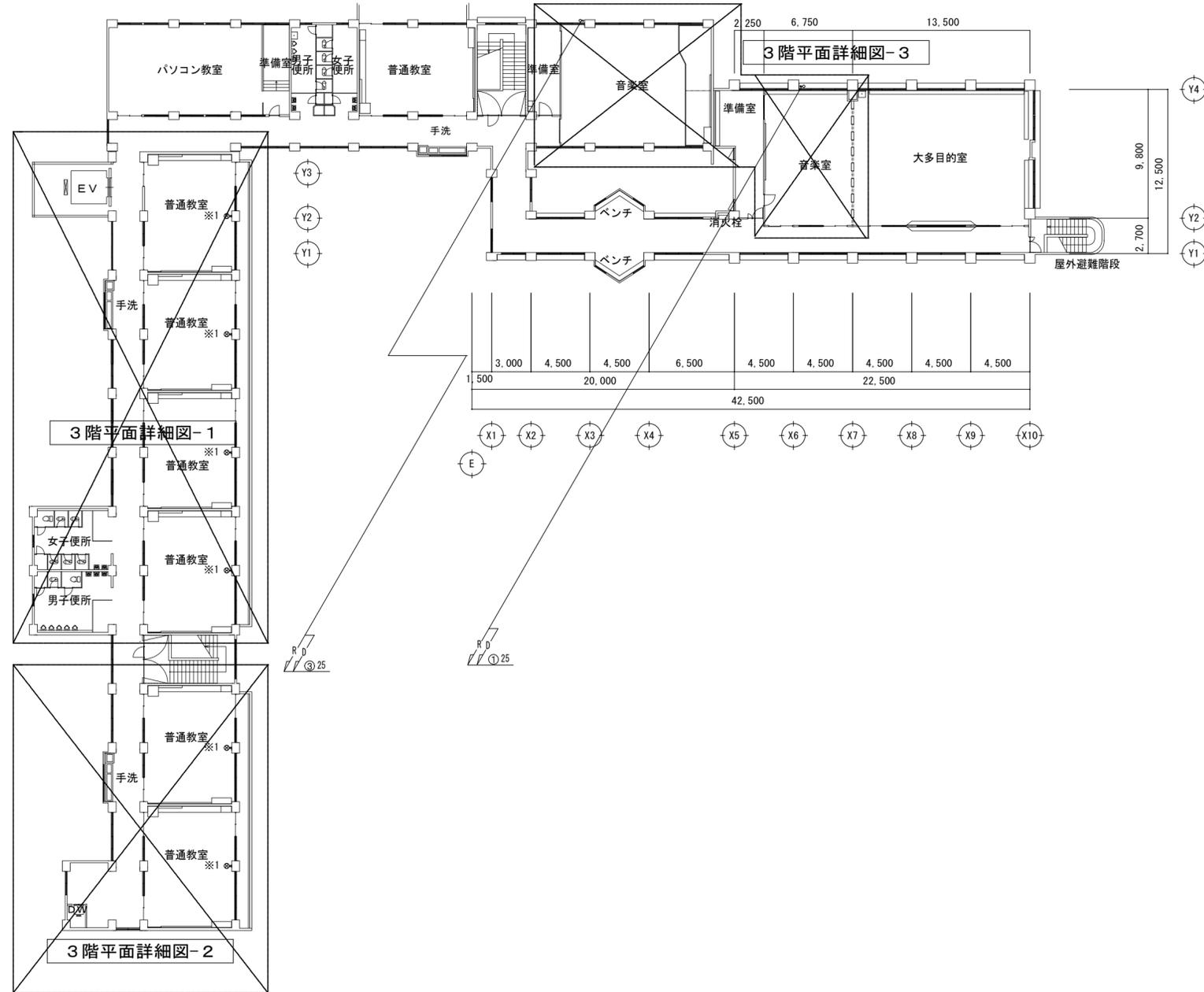
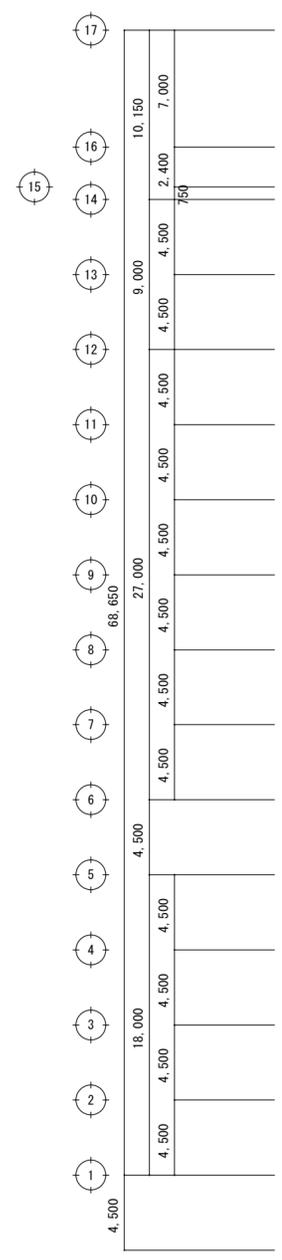
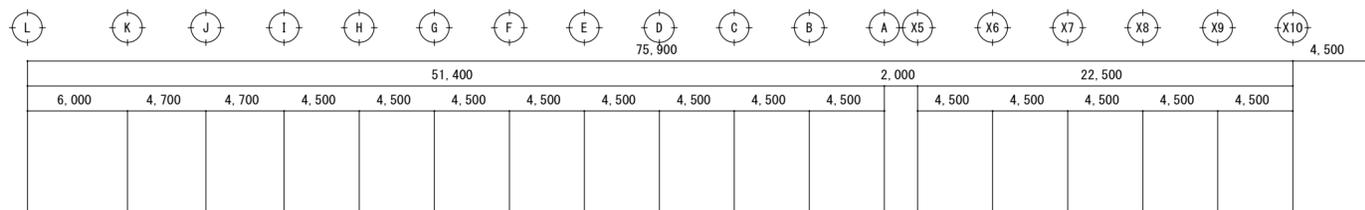
渡り配線 VVF2.0SQ-3C 冷媒共巻

記号	名称
※1	既設置掛型扇風機300φの脱着を行う

備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	DATE
津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	
Drawing Title	SCALE
空調設備 2階平面図	A2:1/300 A3:1/420
設計担当者	
一級建築士 No.215909 園分憲之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹
M-08 原図: A2	



3階平面図 1/300

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

渡り配線 VVF2.0SQ-3C 冷媒共巻

記号	名称
※1	既設置掛型扇風機300φの脱着を行う

備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	DATE
津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	
Drawing Title	SCALE
空調設備 3階平面図	A2:1/300 A3:1/420
設計担当者	
一級建築士 No.215909 園分憲之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹
M-09	原図: A2

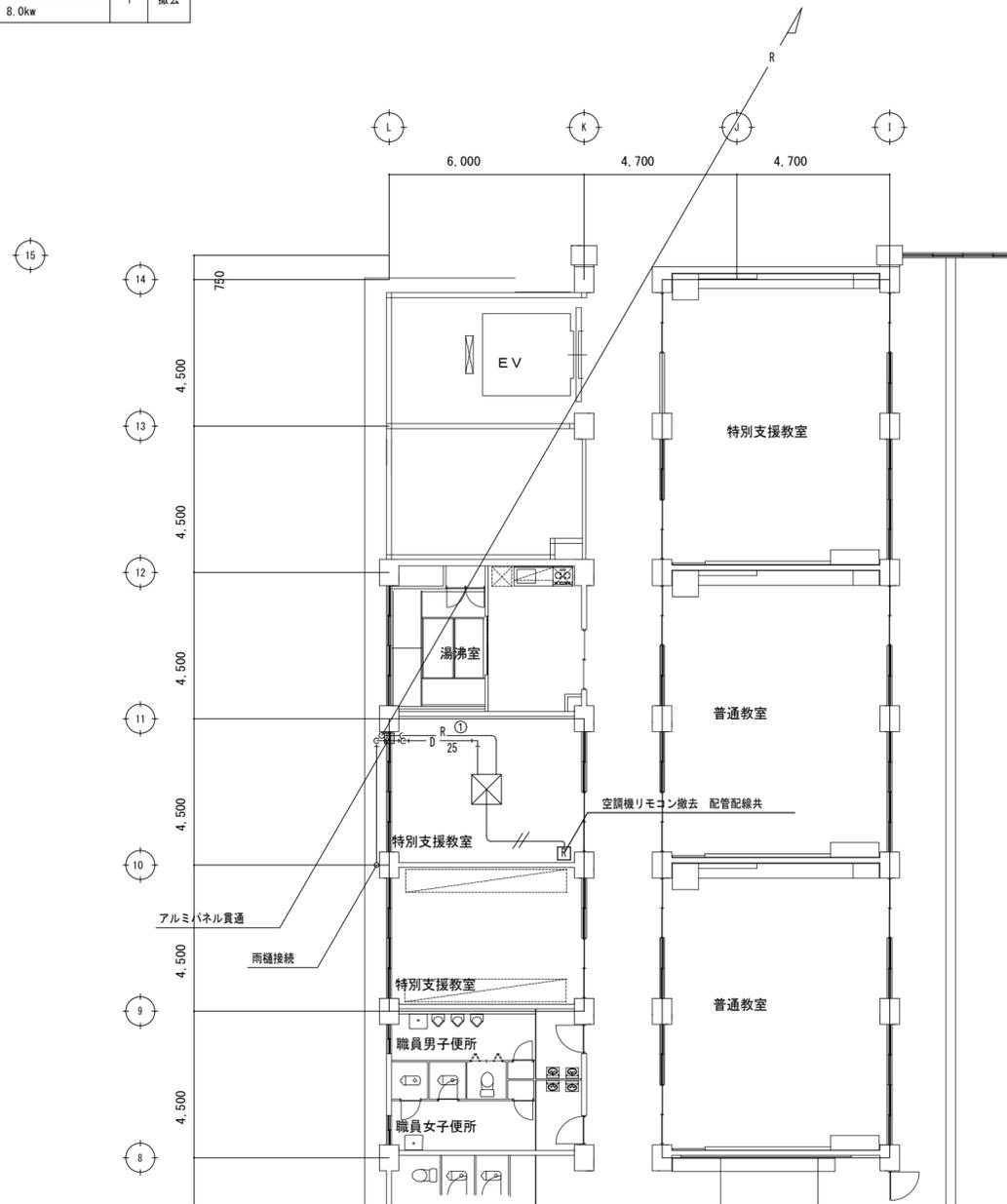
凡例

--- 今回撤去箇所を示す
 注記) 既設配管サイズ、ルートは参考とする。

冷媒配管リスト		
①	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ

普通教室 3-A 既存機器表

空調室内機 (天井カセット4方向)	1	撤去
冷 7.1kw/暖 8.0kw		



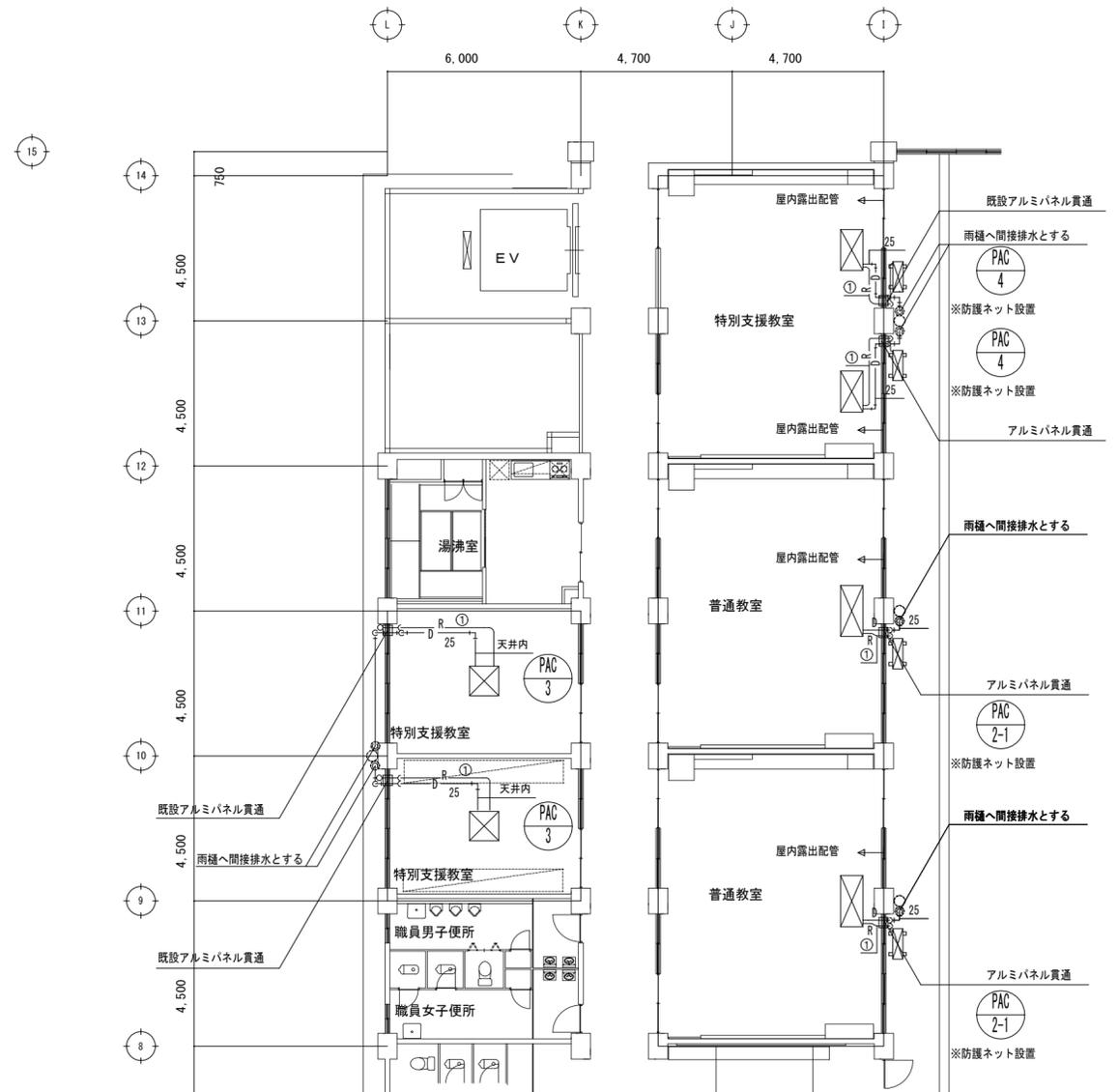
改修前 1階平面詳細図-1 1/150

冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

渡り配線 WF2.0SQ-3C 冷媒共巻

※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする
 ※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする

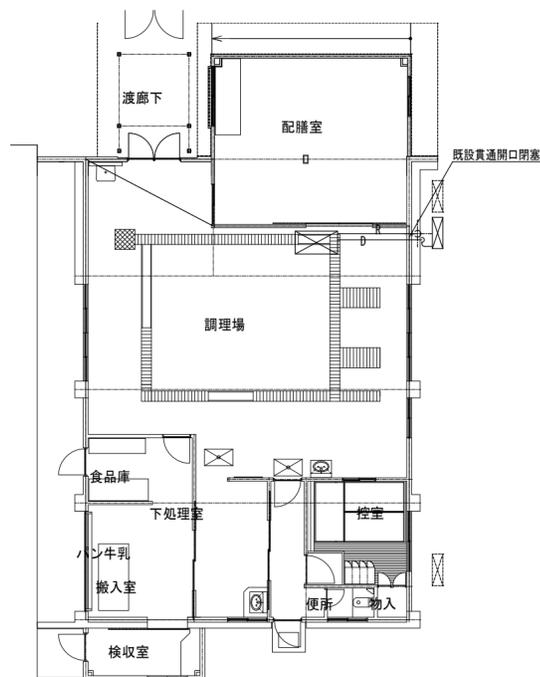


改修後 1階平面詳細図-1 1/150

備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	空調設備 1階平面詳細図 1	SCALE
設計担当者		A2: 1/150 A3: 1/210
一級建築士 No. 215909 園分直之	二級建築士 No. 10498 多湖弘樹	M-10 原図: A2

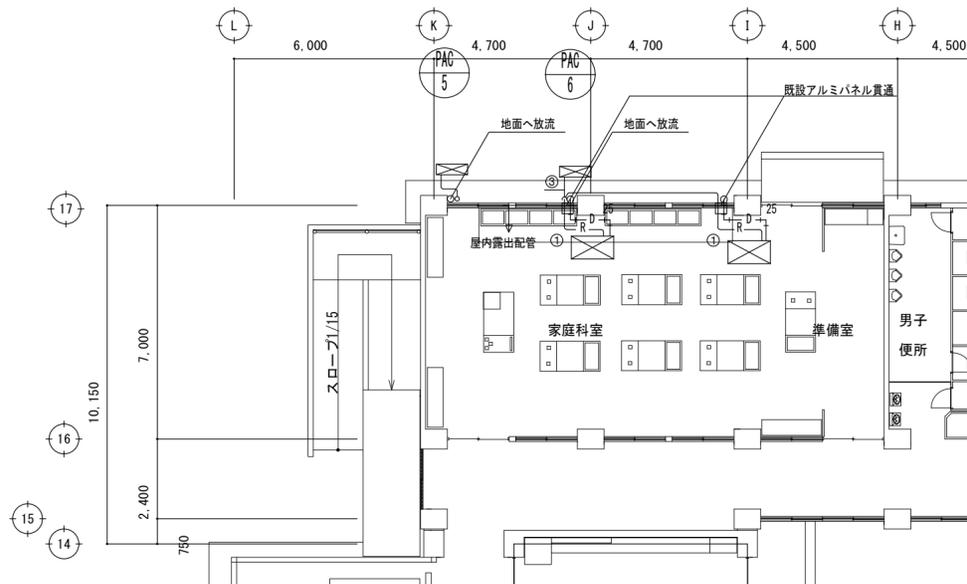


現状1階平面詳細図-5 1/150 (既設撤去図)

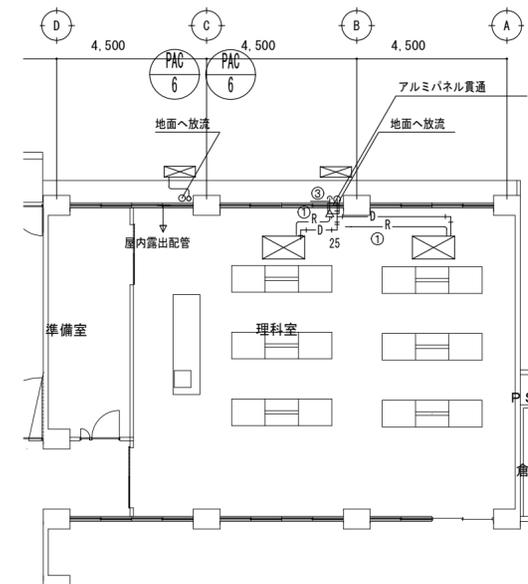
凡例	
	既設配管を示す(残置)
	今回撤去箇所を示す
注記) 既設配管サイズ、ルートは参考とする。	

冷媒配管リスト		
①	液管	ガス管
①	9.5φ	24.5φ

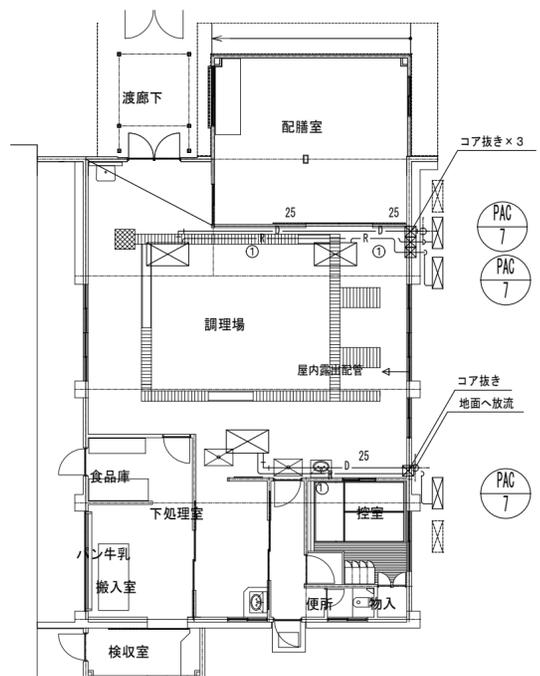
給食室 既存機器表			
空調室内機	数量	動作	備考
冷 20.0kw/暖 22.4kw	1	撤去	



1階平面詳細図-3 1/150



1階平面詳細図-4 1/150



改修後1階平面詳細図-5 1/150 (改修後)

冷媒配管リスト		
①	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

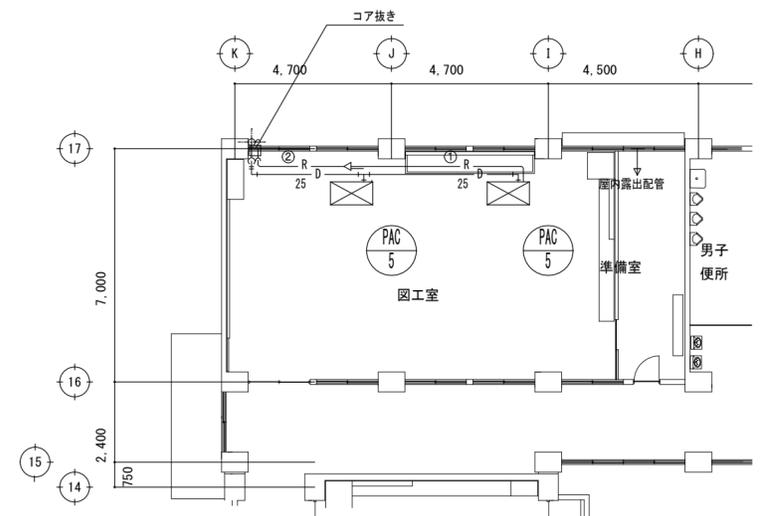
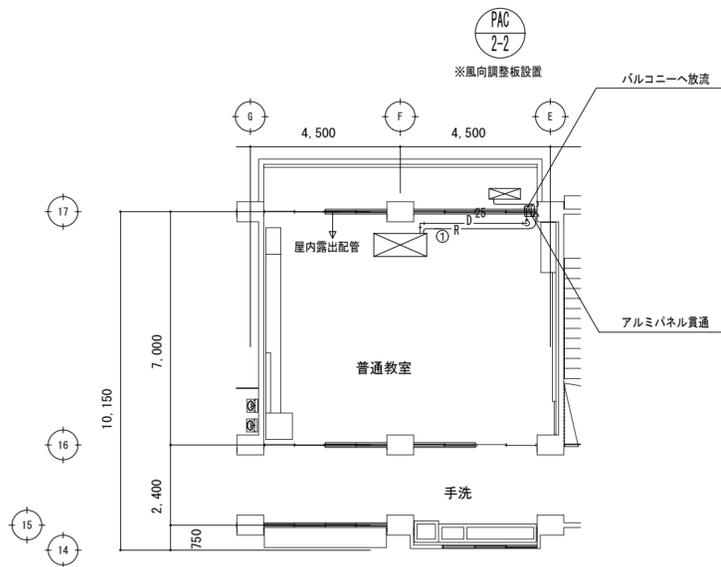
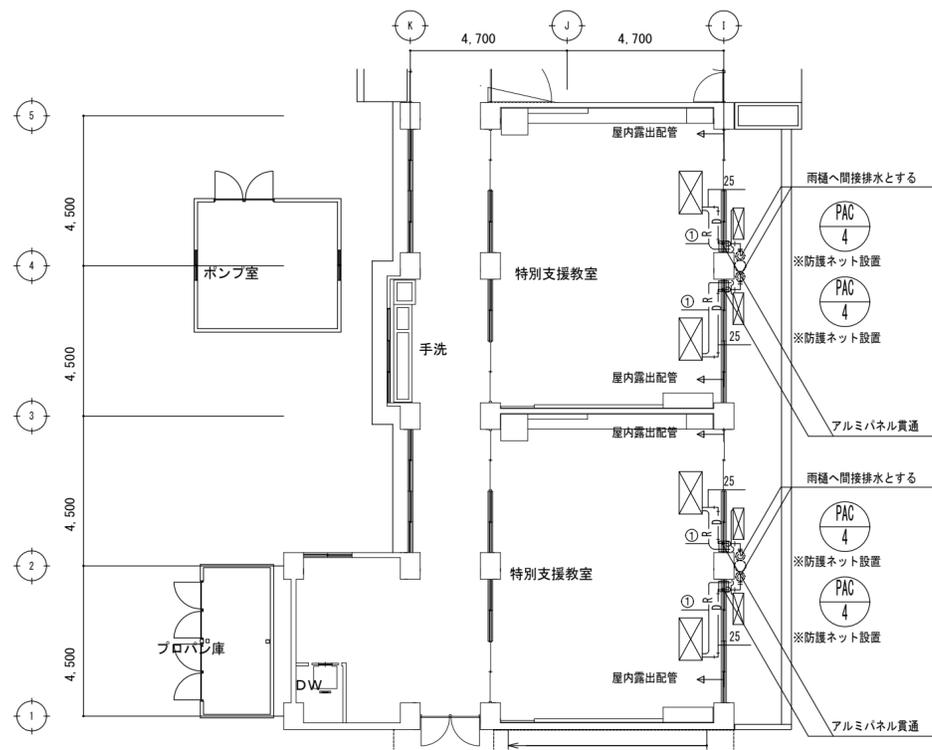
渡り配線 VVF2.0S0-3C 冷媒共巻
 ※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする
 ※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする

備 考	

NISSHIN
SEKKEI
 日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	空調設備 1階平面詳細図2
設計担当者	
一級建築士 No.215909 園分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/150 A3:1/210
M-11	原図: A2



冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

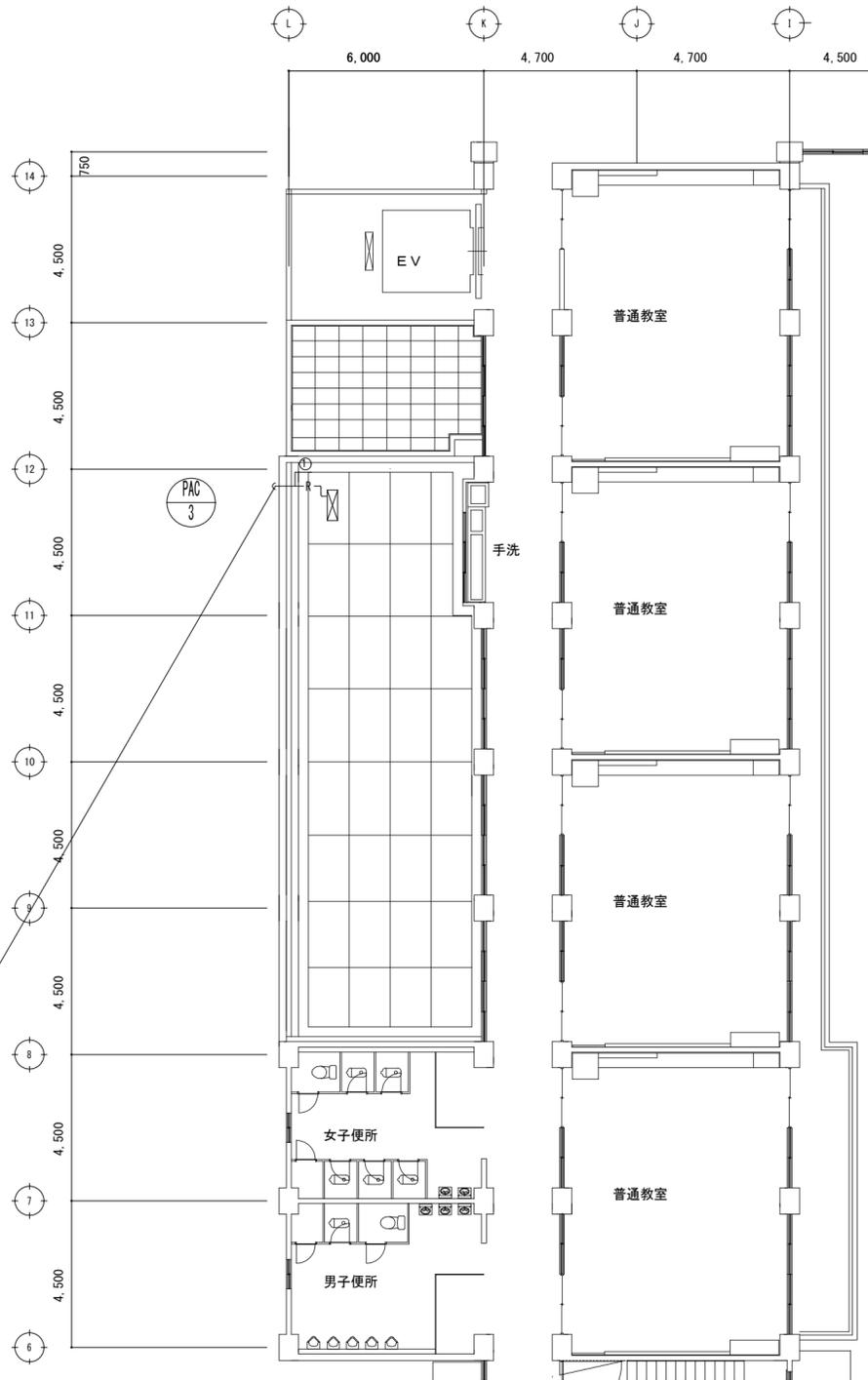
渡り配線 VVF2.050-30 冷媒共巻
 ※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする
 ※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする

備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	空調設備 1、2階平面詳細図	SCALE
		A2:1/150 A3:1/210
設計担当者		
一級建築士 No.215909 園分憲之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹	M-12 原図:A2

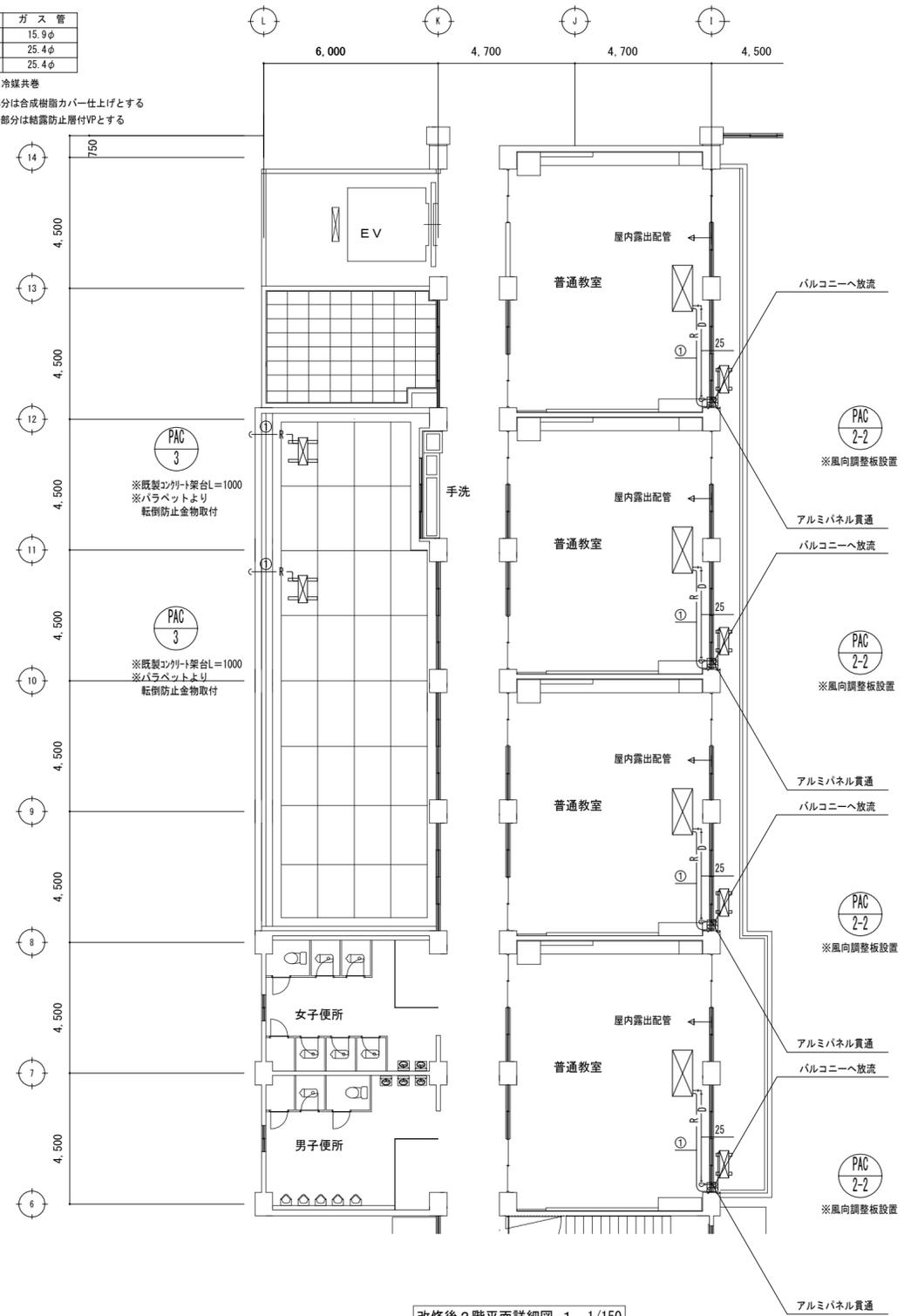
凡例	今回撤去箇所を示す	
注記	既設配管サイズ、ルートは参考とする。	
冷媒配管リスト	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
普通教室3-A	既存機器表	
	空調室外機	1 撤去
	冷 7.1kw/暖 8.0kw	



改修前2階平面詳細図-1 1/150

冷媒配管リスト	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

渡り配線 VVF2.0SQ-3C 冷媒共巻
 ※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上げる
 ※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする



改修後2階平面詳細図-1 1/150

備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	空調設備 2階平面詳細図 1
設計担当者	
一級建築士 No. 215909 國分恵之	二級建築士 No. 10498 多湖弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/150 A3:1/210
M-13	原図: A2

凡例	既設箇所を示す
	今回撤去箇所を示す

注記) 既設配管サイズ、ルートは参考とする。

冷媒配管リスト

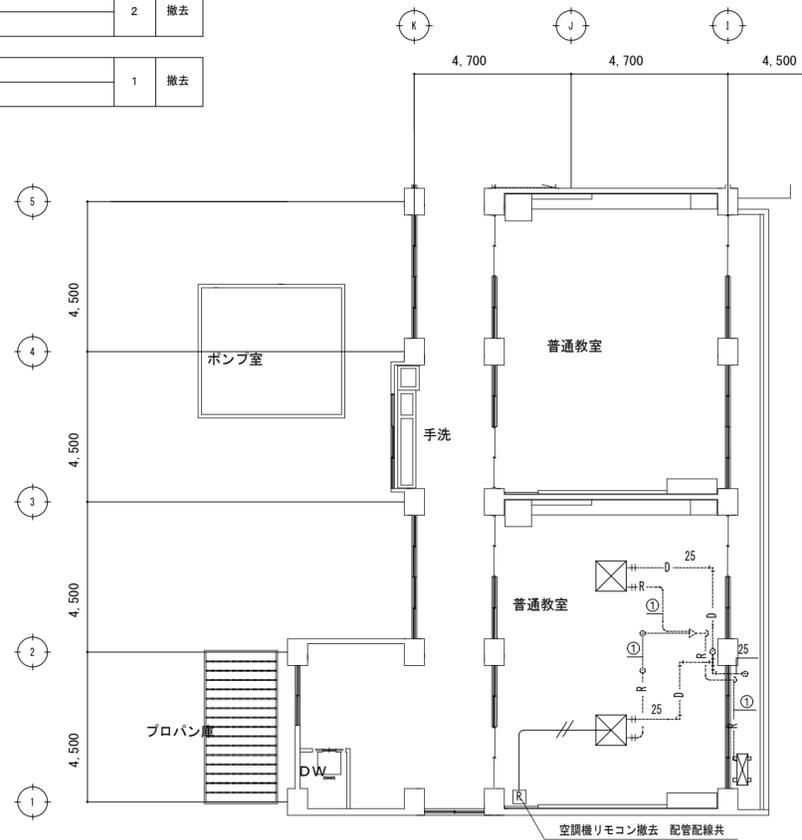
	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ

普通教室 3-A 既存機器表

空調室内機 (天井カセット4方向 同時ツイン)	2	撤去
冷 14.0kw/暖 16.0kw		

空調室外機

冷 14.0kw/暖 16.0kw	1	撤去
-------------------	---	----



改修前2階平面詳細図-2 1/150

冷媒配管リスト

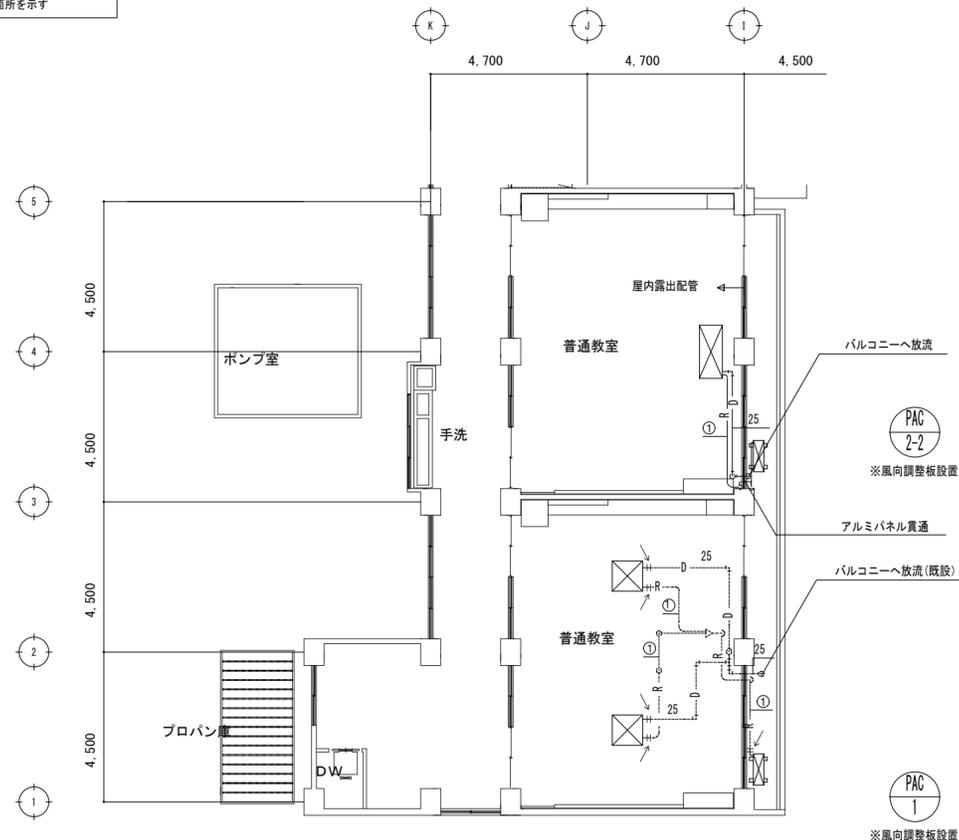
	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

渡り配線 VVF2.0S0-3C 冷媒共巻

※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする

※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする

——	今回改修箇所を示す
---	既設箇所を示す
↘	既設接続箇所を示す



改修後2階平面詳細図-2 1/150

備考

NISSHIN
SEKKEI

日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title 津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事

Drawing Title 空調設備 2階平面詳細図 2

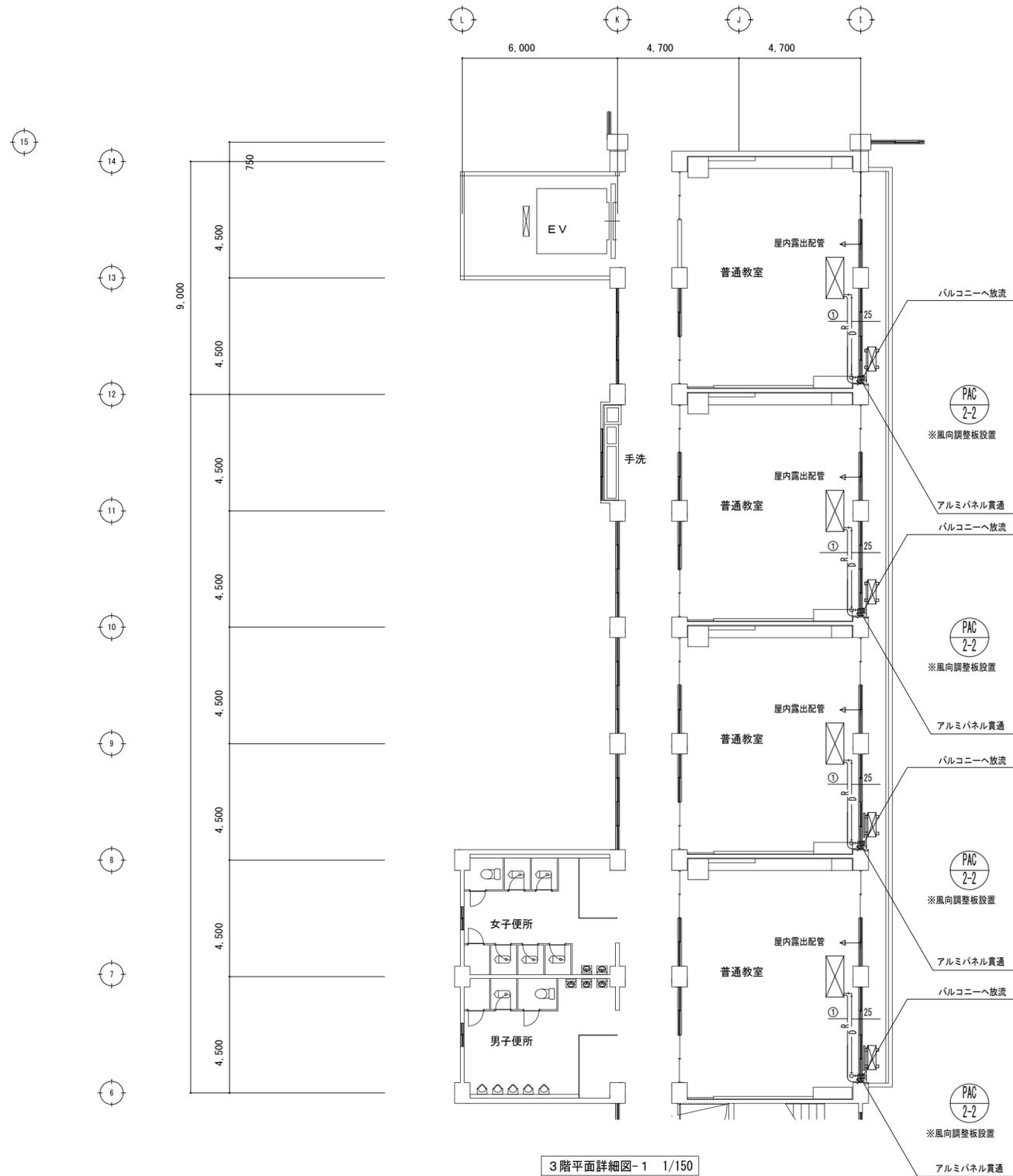
設計担当者
一級建築士 No.215909 園分恵之
二級建築士 No.10498 多淵弘樹

DATE

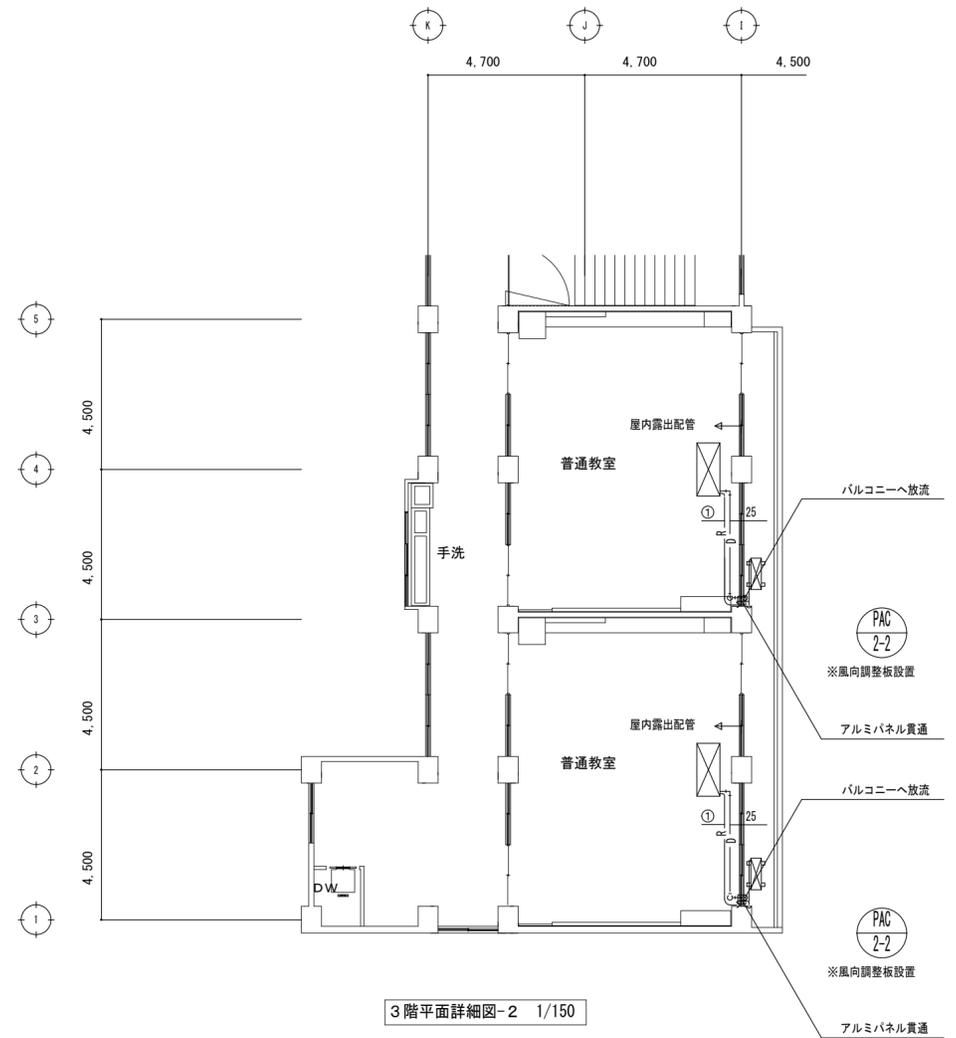
SCALE

A2:1/150 A3:1/210

M-14
原図: A2



3階平面詳細図-1 1/150



3階平面詳細図-2 1/150

冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

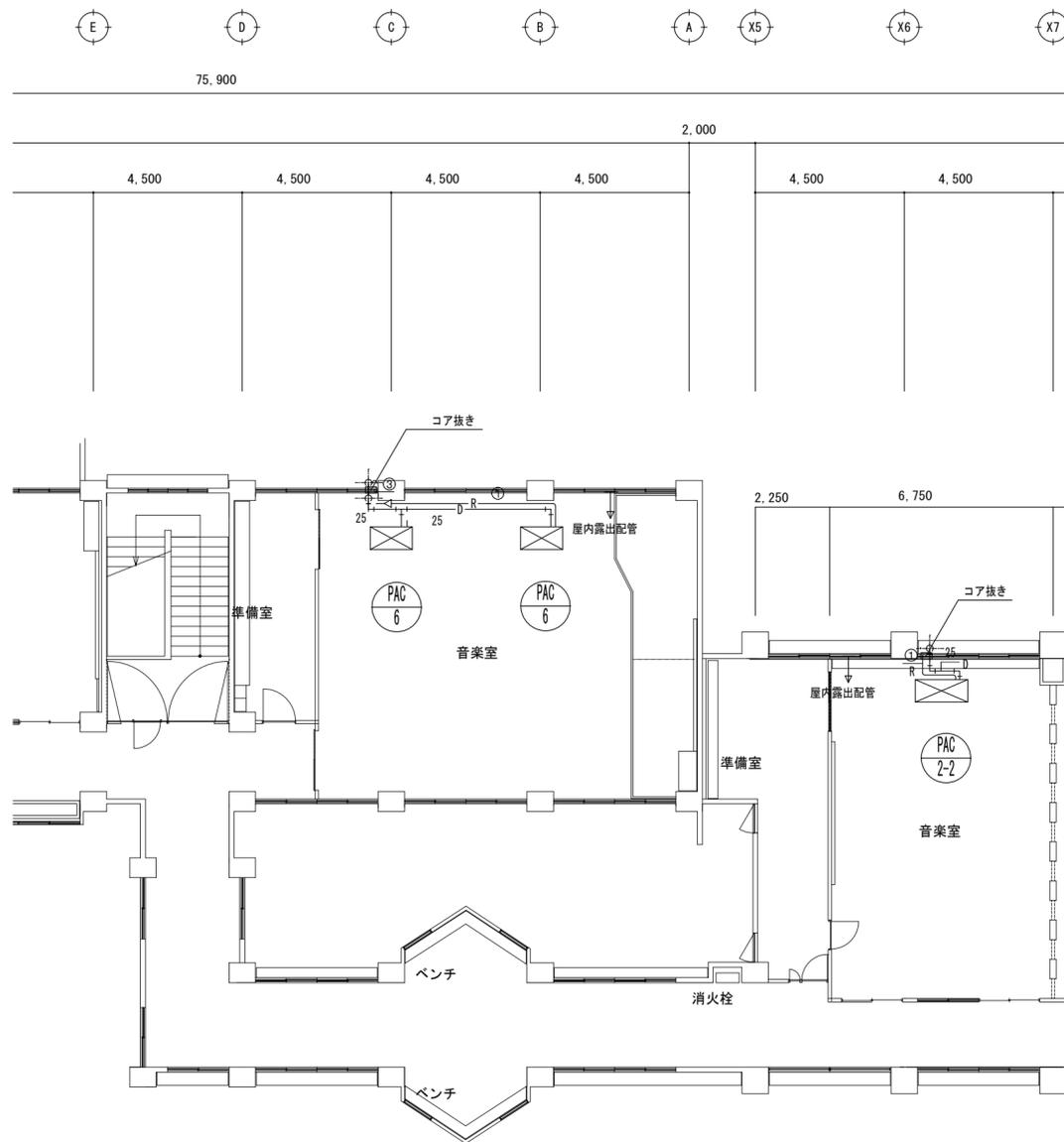
渡り配線 VWF2.050-3C 冷媒共巻
 ※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上とする
 ※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする

備 考	

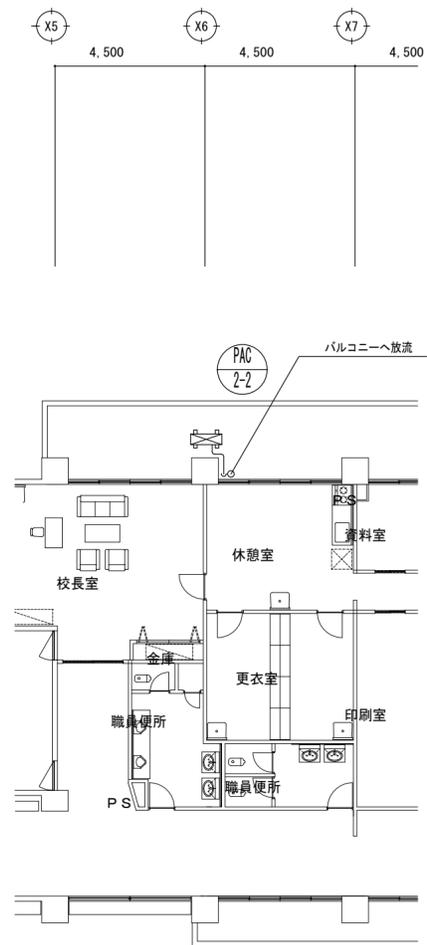
NISSHIN
SEKKEI
 日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE	
Drawing Title	空調設備 3階平面詳細図 1	SCALE	A2:1/150 A3:1/210
設計担当者			
一級建築士 No.215909 磯分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹		

M-15
原図: A2



3階平面詳細図-3 1/150



2階平面詳細図-5 1/150

冷媒配管リスト

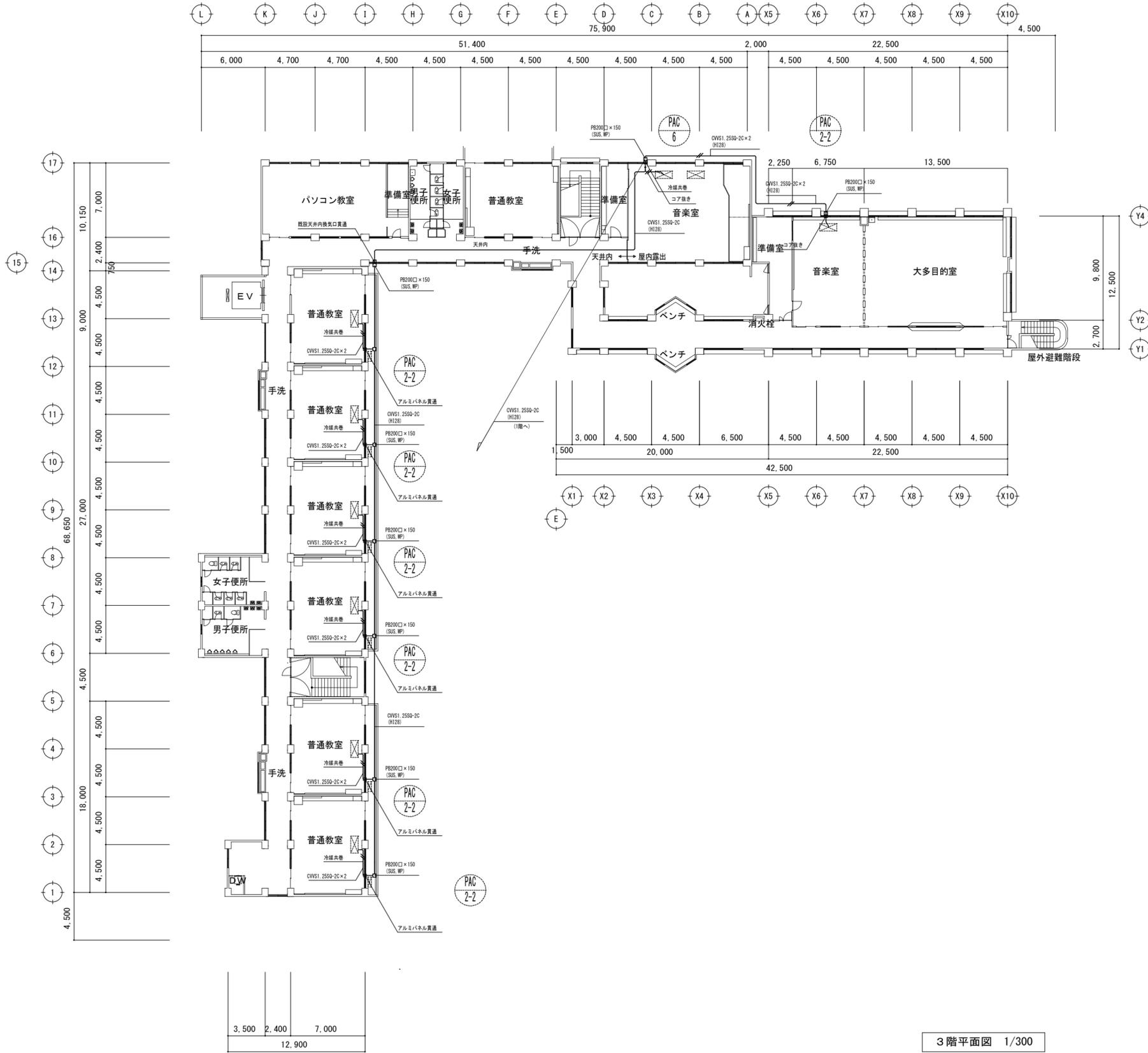
	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ
②	9.5φ	25.4φ
③	12.7φ	25.4φ

渡り配線 VVF2.05Q-3C 冷媒共巻
 ※冷媒配管の屋内露出部分は合成樹脂カバー仕上げとする
 ※ドレン配管の屋内露出部分は結露防止層付VPとする

備 考	

**NISSHIN
SEKKEI**
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	空調設備 3階平面詳細図 2	SCALE
	設計担当者	A2:1/150 A3:1/210
一級建築士 No.215909 園分恵之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹	M-16 原図:A2



3階平面図 1/300

記号	配線
—	CVWS1. 25SQ-2C
—	CVWS1. 25SQ-2C×2

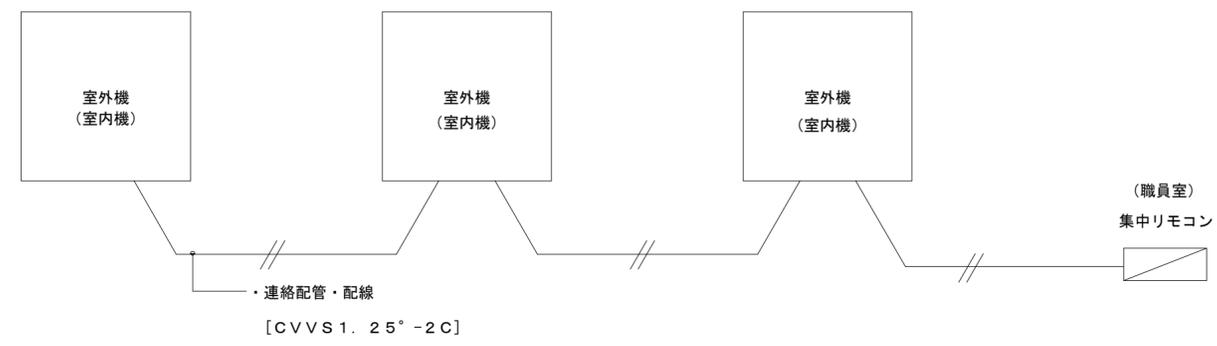
備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	空調制御設備 3階平面図	SCALE
設計担当者		A2: 1/300 A3: 1/420
一級建築士 No. 215909 園分憲之	二級建築士 No. 10498 多湖弘樹	M-19 原図: A2

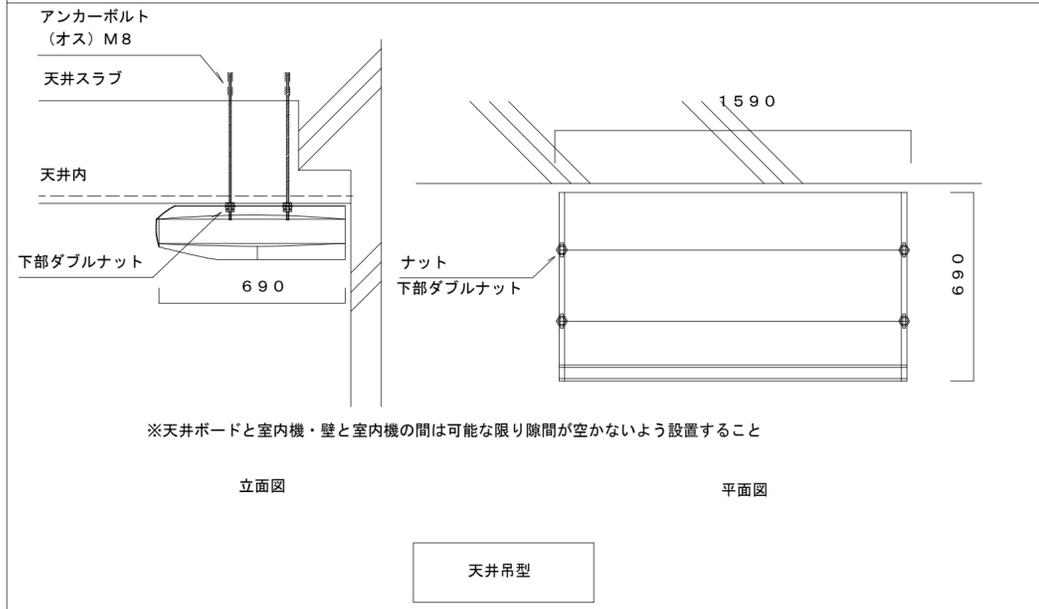
室外機連絡線・遠隔監視アダプター配線参考図

※1. 室内機、室外機に必要な連絡・制御配線はメーカー標準とする。
 ※2. 室外機廻りの露出中継ボックスはSUS製とする。

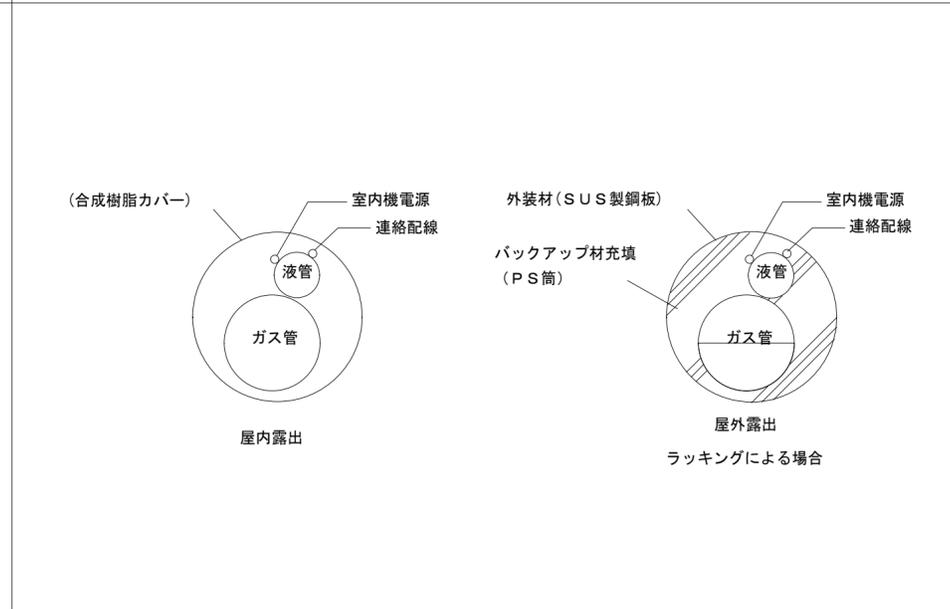


電線管
 屋外露出：HIVE管
 屋内隠蔽：
 職員室屋内露出：1種金属線び

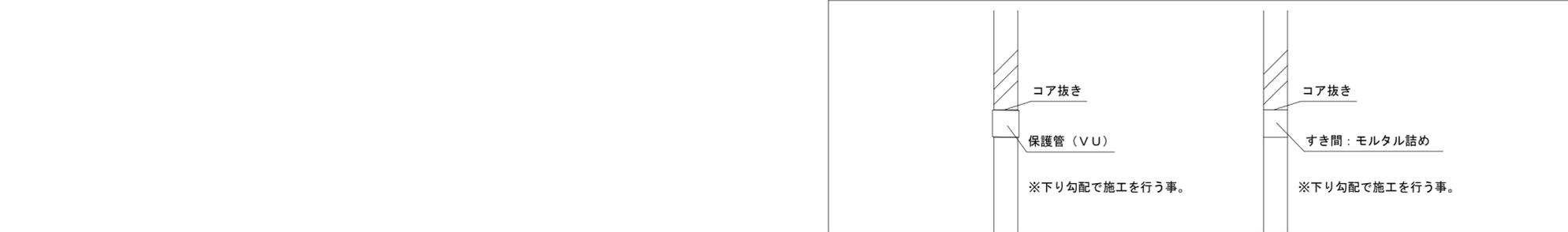
室内機取付詳細図



冷媒管保温要領



コア抜き参考図



備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

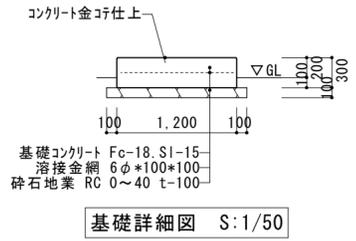
Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	標準仕様図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 園分恵之	二級建築士 No.10498 多田弘樹

DATE	
SCALE	NS
M-20	原図：A2

■	新設	天井点検口450×450 7M ² 製
□	既存	天井点検口450×450 7M ² 製



1階平面図 1/200 工事対象範囲を示す



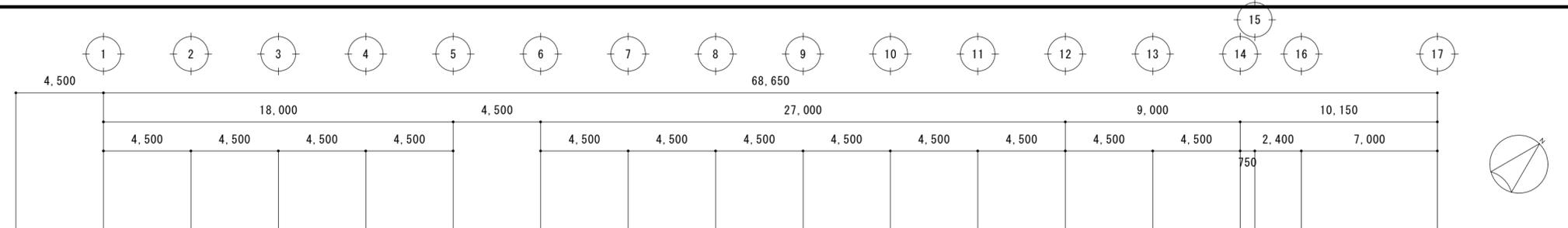
基礎詳細図 S:1/50

基礎詳細図参照

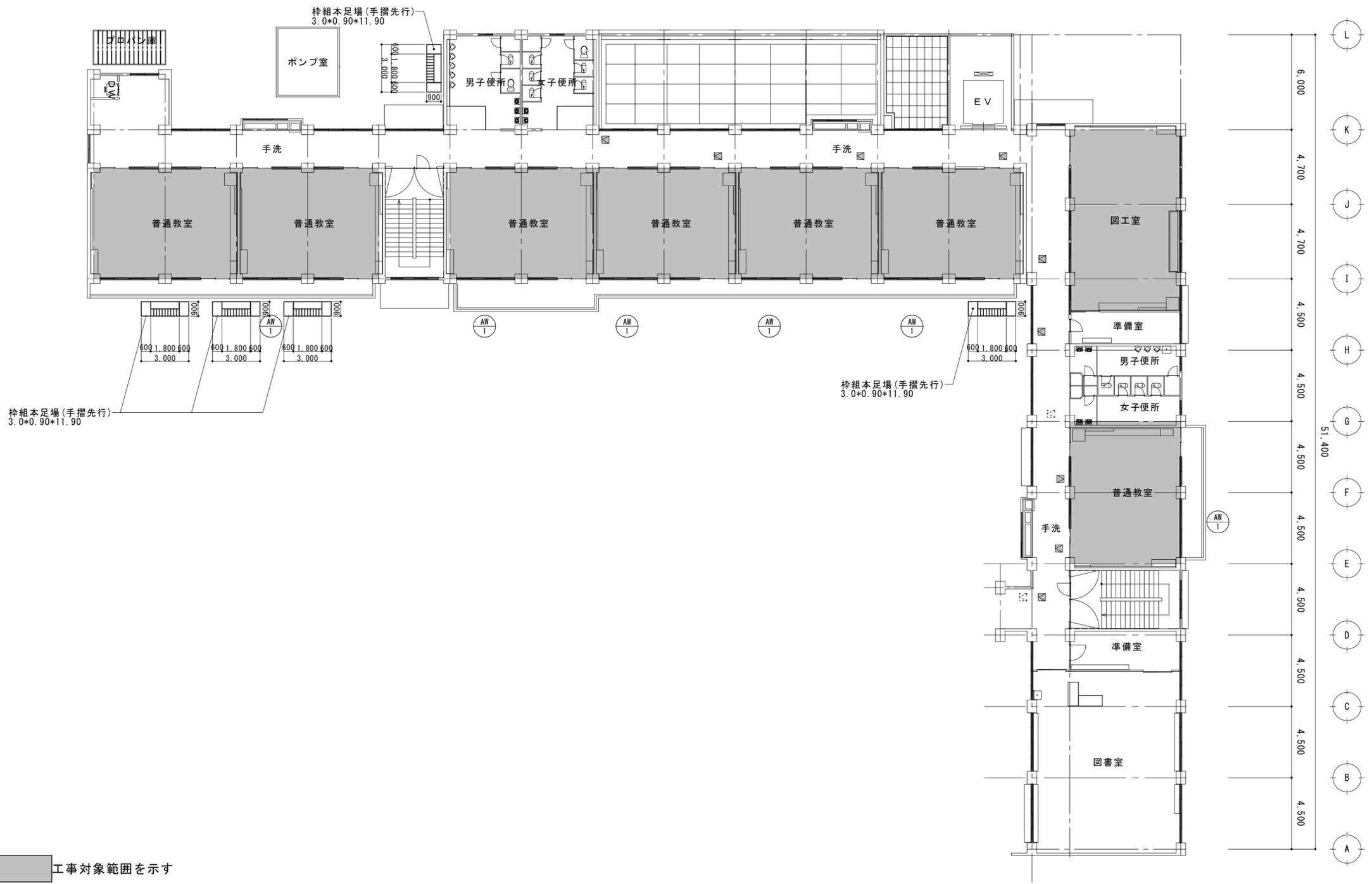
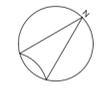
ハッチ部分: 既存地盤鉤取り
基礎コンクリート600×1200 t-300
砕石地業 RC 0~40 t-100
新設

ハッチ部分: 既存地盤鉤取り
基礎コンクリート600×1200 t-300
砕石地業 RC 0~40 t-100
基礎詳細図 新設

備 考	NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 <small>三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹</small>	Job Title 津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事 Drawing Title 普通教室棟 1階平面図 設計担当者	DATE SCALE A2:1/200 A3:1/280
		一級建築士 No.215909 園分直之 二級建築士 No.10498 多湖弘樹	M-21 原図: A2



■	新設	天井点検口450*450 7M ² 製
□	既存	天井点検口450*450 7M ² 製



2階平面図 1/200 工事対象範囲を示す

備考	

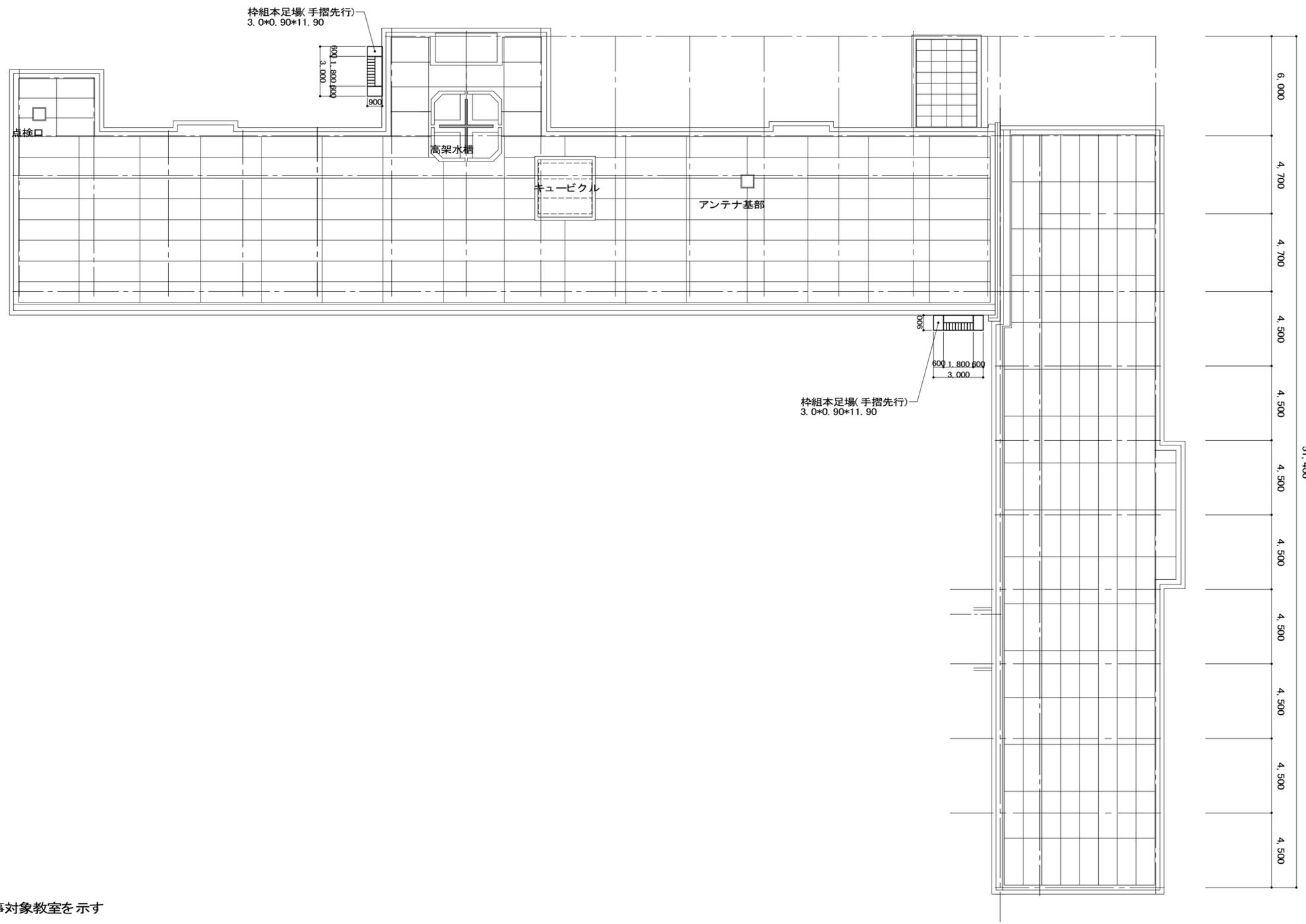
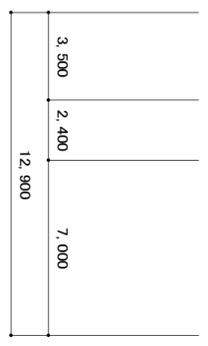
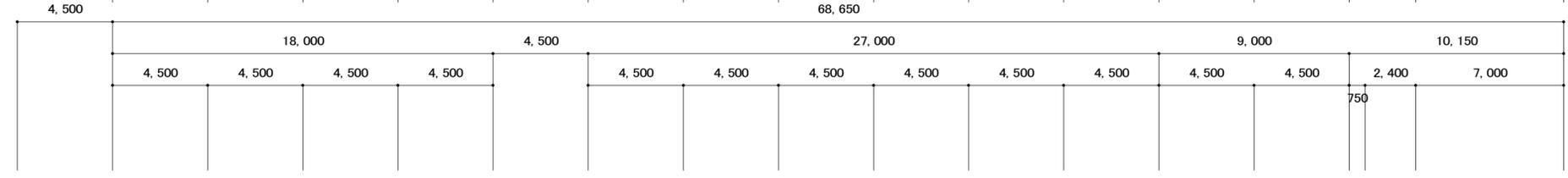
NISSHIN
SEKKEI
 日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	普通教室棟 2階平面図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 園分直之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/200 A3:1/280
M-22 原図: A2	

15

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 17



屋根伏図 1/200

■ 工事対象教室を示す

備 考	

**NISSHIN
SEKKEI**

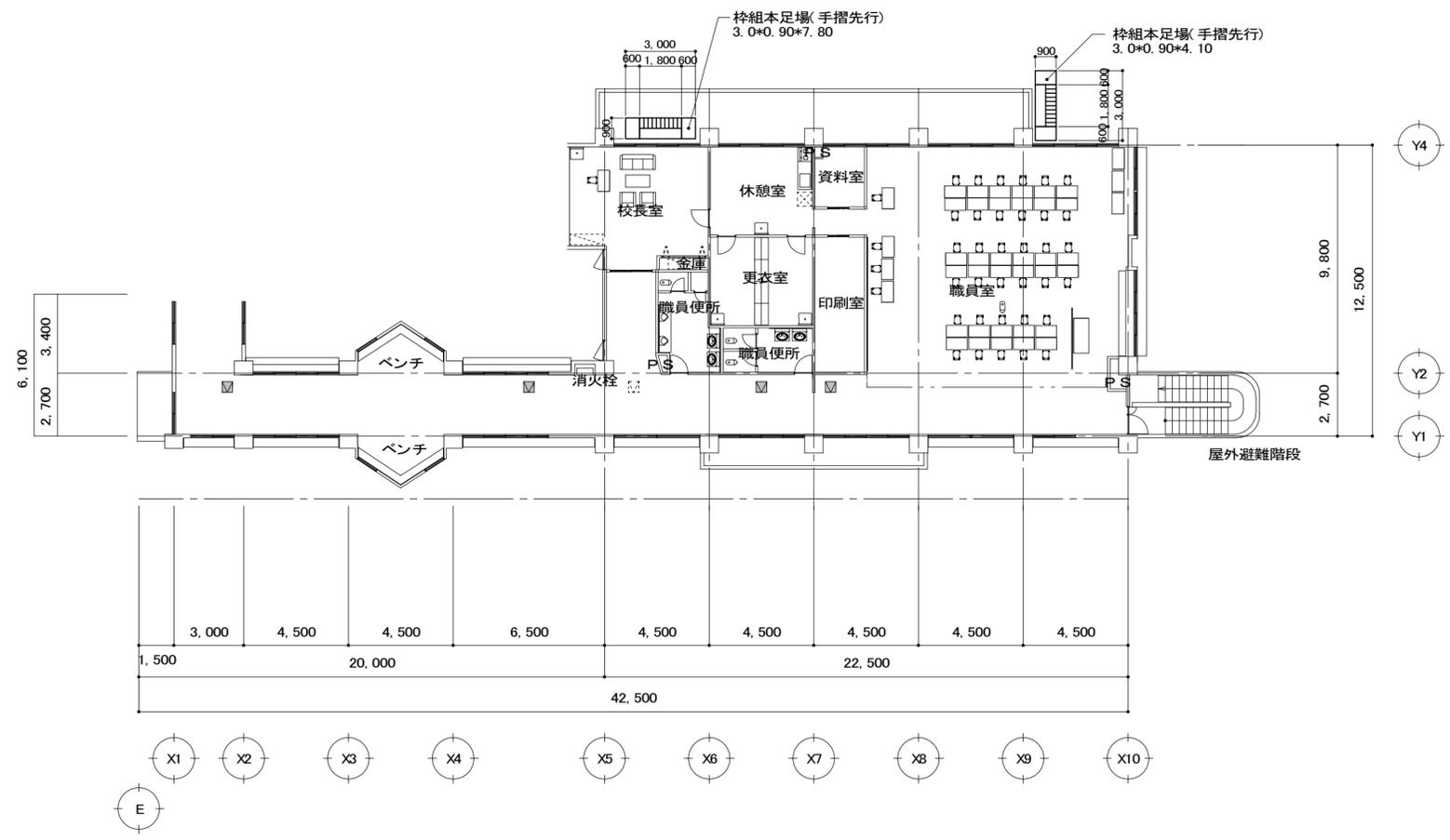
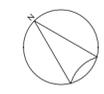
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	普通教室棟 屋根伏図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 國分憲之	二級建築士 No.10498 多湖彰弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/200 A3:1/280
M-24 原図: A2	

■	新設	天井点検口450×450 7/8製
□	既存	天井点検口450×450 7/8製



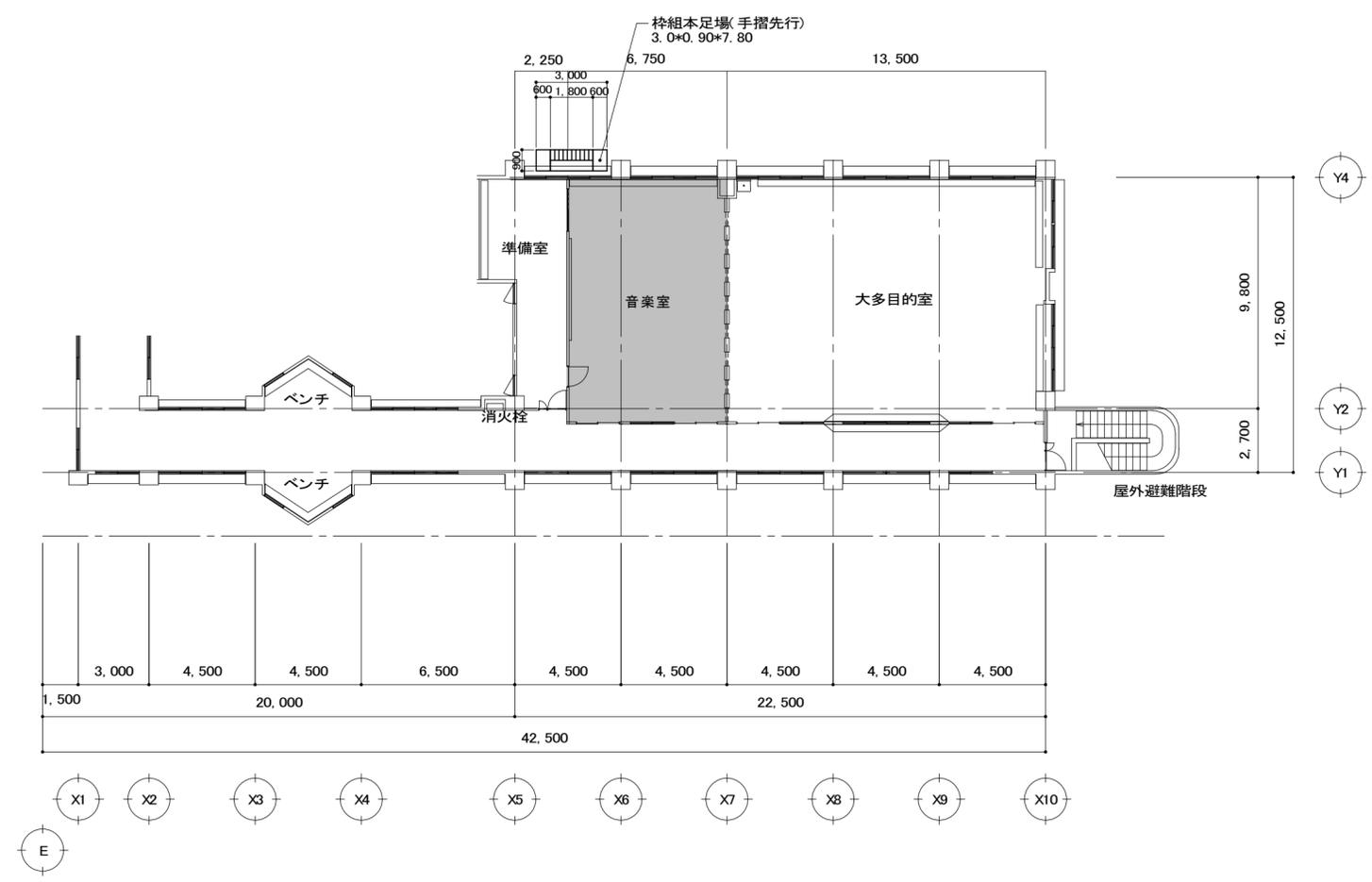
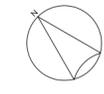
2 階平面図 1/200 工事対象範囲を示す

備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	管理教室棟 2階平面図
設計担当者	
一級建築士 No. 215909 國分憲之	二級建築士 No. 10498 多湖彰樹

DATE	
SCALE	A2: 1/200 A3: 1/280
M-25 原図: A2	



3 階平面図 1/200

工事対象教室を示す

備考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title		津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	
Drawing Title		管理教室棟 3階平面図	
設計担当者			
一級建築士 No. 215909 國分憲之	二級建築士 No. 10498 多湖昭弘樹		

DATE
SCALE
A2: 1/200 A3: 1/280
M-26 原図: A2

改修前

記号	数量	AW1	12ヶ所	AW2	5ヶ所	AW3	1ヶ所	AD1	2ヶ所
姿図 (内親図)									
場所		2階:普通教室 3階:普通教室		1階:普通教室、特別支援教室		1階:理科室		1階:特別支援教室	
内法見込		3.780 * 1.850		3.780 * 1.850		3.780 * 1.850		3.780 * 2.700	
形式材質		2連引違いサマ付引違窓		2連引違いサマ付引違窓		2連引違いサマ付引違窓		2連引違いサマ付引違窓	
付属金物		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
硝子塗装		フロート板ガラスFL3		フロート板ガラスFL3		フロート板ガラスFL3		フロート板ガラスFL3	
備考		7mmカラー		7mmカラー		7mmカラー		7mmカラー	

改修後

記号	数量	AW1	12ヶ所	AW2	5ヶ所	AW3	1ヶ所	AD1	2ヶ所
姿図 (内親図)									
場所		2階:普通教室 3階:普通教室		1階:普通教室、特別支援教室		1階:理科室		1階:特別支援教室	
内法見込		現状のまま		現状のまま		現状のまま		現状のまま	
形式材質		2連引違いサマ付引違窓		2連引違いサマ付引違窓		2連引違いサマ付引違窓		2連引違いサマ付引違窓	
付属金物		現状のまま		現状のまま		現状のまま		現状のまま	
硝子塗装		一部7mm複合ガラスFL3、学校用強化ガラスFL4に取替え		一部7mm複合ガラスFL3、学校用強化ガラスFL4に取替え		一部7mm複合ガラスFL3、学校用強化ガラスFL4に取替え		一部7mm複合ガラスFL3、学校用強化ガラスFL4に取替え	
備考		改修部分 障子ストッパ - 新設		改修部分 障子ストッパ - 新設		改修部分 障子ストッパ - 新設		改修部分 障子ストッパ - 新設	

備考

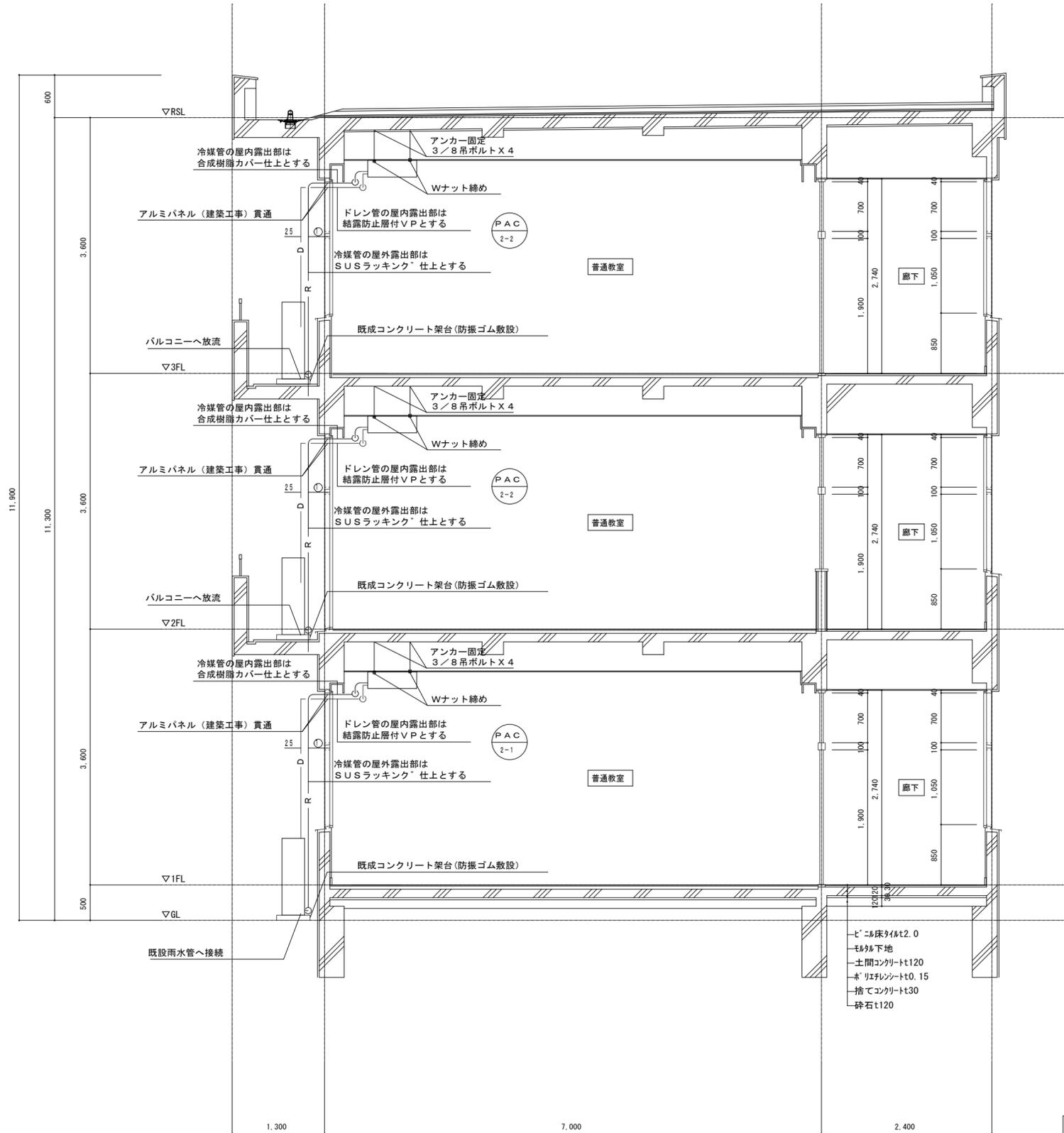
NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE	
Drawing Title	建具表	SCALE	A2:1/100 A3:1/140
設計担当者			
一級建築士 No.215909 園分憲之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹		
		M-27	原図: A2

冷媒配管リスト

	液管	ガス管
①	9.5φ	15.9φ

選り配線 WF2.0SD-3C 冷媒共巻



断面詳細図 S:1/50

備
考
内装仕上材及び下地材の加工部分以外は現状のままとする。

**NISSHIN
SEKKEI**
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	断面詳細図
設計担当	
一級建築士 No.215909 関分章之	二級建築士 No.10498 多摩弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/50 A3:1/70
M-29	原図: A2

電気設備工事特記仕様書				
I. 工事概要				
1. 工事名称 津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事				
2. 工事場所 津市 森町 地内				
3. 建物概要				
	建物概要	構造	階数	延べ面積 (㎡)
	校舎			用途区分 消防法施行令別表第一
	計			
4. 工事種目 (延べ面積は建築基準法による表記)				
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。				
工事種目	工事場所			
	校舎			
電力設備	電灯設備	○		
	動力設備	○		
受変電設備	直流電源設備			
	交流無停電電源設備			
発電設備	電力平準化用蓄電設備			
	分散電源 <small>分散電源</small>			
通信・情報設備	ディラー発電設備			
	ジェネレーター発電設備			
その他	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
その他	風力発電設備			
	その他発電設備			
情報設備	構内情報通信網設備			
	構内交換設備			
その他	情報表示設備			
	映像・音響設備			
その他	拡声設備			
	誘導支援設備			
その他	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
その他	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
その他	防犯・入退室管理設備			
	自動火災報知設備	○		
その他	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
その他	ガス漏れ火災警報設備			
	中央監視制御設備			
その他	医療関係設備			
	構内配電線路	○		
その他	構内通信線路			
	その他	○		

II. 共通仕様		
1. 適用 図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。(最新のものを適用) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」(電気設備工事監理指針・機械設備工事監理指針) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」 ・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) ・電気工事士法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準		
2. 一般共通事項 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。		
項目	特記事項	上記
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。 (2) 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題及び発覚、設計図書のとおり施工することで得られず発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 施工上の取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、協議不足による意図的な仕上り不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。	
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	
4. 三重県産業廃棄物税	本工事に産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ・ 自家用電気工作物 ● 事業用電気工作物	
6. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kVA以上の電気工作物においても、第一種電気工事士より施工するものとする。	
7. 有資格者の配置	(1) 消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施工に資格が必要なものについては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。	
8. 電気工事業者の選定	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者より工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。	
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編) ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」・「電気設備工事監理指針」・「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の撮り方―建築設備編― ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要図書	
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(フロア図、平面図、断面図、展開図、各種図) 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサー動作制御図など	
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承認を受けること。	
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。	
14. 機器類の能力等	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。	
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。	
16. 工事写真	當精工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。	
17. 完成図書	・ 作成する(・完成図 ー 保全に関する資料 ー ()) ・ 完成図書(範囲) (設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。また、製本3部(原寸 1部、A3(見開き)2部)により提出すること。 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。	
18. 施工条件	1) 施工可能日 ● 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・ 指定あり 指定日(・ 施設の休業日 ・ 打ち合わせによる ・ その他()) 2) 施工可能時間帯 ● 指定なし ・ 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・ 指定あり 指定時間(・ () 時～() 時 ・ 打ち合わせによる ・ その他()) 3) 概成工期 ・ 適用する(工事期日より() 日前) ● 適用しない ()	
19. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。	
20. 建設副産物	(1) 積負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に親じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにA C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 積負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後には報告書を提出すること。	

21. 発生材の処理等	(1) 引き渡しを要するもの (上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。) (2) 特別管理産業廃棄物 ・ 変圧器 ・ コアデンサ ・ その他 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、P R B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を見発した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3) 現場内において再利用するもの ・ 発生土 ・ その他 (4) 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 建設発生材 (5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品圖書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても圖書を作成し、監督員へ提出すること。 (6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)
22. 官公署への手続き	工事の着手、竣工、完成に当たり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ● 消防設備関係 ・ 電気工作物関係 ● 受電関係 ・ 通信関係 ・ 建設工事関係 ・ その他()
23. 消防関係の手続き	(1) 防火区に係る消防用設備等設置届出書の作成 ● 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ー 機械設備工事) ・ 別途工事 (2) 防火対象物使用開始届出書の作成 電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
24. 工事用仮設物	構内への設置 ・ できる(施設管理者と協議) ・ できない
25. 工事用電力、水、その他	機械設備工事に準ずる。
26. 工事中の安全管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気安全管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
27. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、降着物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
28. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
29. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
30. 完成確認及び完成検査時の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
31. 完成時の操作説明	タイマ、総合盤、動力盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項を作成し、機側に備えるものとする。
32. 不正経油の使用の禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正経油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の届出請求を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じようとする旨を管理及び監督員に報告しなければならない。
33. その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																								
項目	特記事項																																																							
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着手前に十分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 1) 項目 ●埋設配管 ●構造物 ・その他() 2) 調査範囲 ●埋設ルート ・その他() (2) 貫通及びはつり 1) 項目 ●鉄筋 ●配管 ・その他() 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他() (3) 既設との取合い 1) 項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他() 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他()																																																							
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着手前に行い、監督員に報告すること。																																																							
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																							
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画書及び関係図」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度(Ks)																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	1.5	1.0	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	1階及び地下階	機器	1.0	0.6	1.0	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																				
		特定の施設		一般の施設																																																				
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																			
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																			
中間階	機器	1.5	1.0	1.5	1.0																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																			
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	1.0	0.4																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																			
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																			
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ・なし ●あり (2) 溝はつり及び補修 ・なし ・あり																																																							
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない																																																							
7. 基礎の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、荷重増設時の作業性事故時の対応、排水等に配慮する。																																																							
8. 配管・配線の耐震配置	建築物引込部の配管の耐震配置 ●行う ・行わない 建築物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震配置 ●行う ・行わない																																																							
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																							
10. 露出配管	(1) 雨風など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に併せての指示に従う。																																																							
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管径には、フランジングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P管)																																																							
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、厨房、廊下)、その他建築底面上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のホール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 室外露出部の金属配管には錆止め塗料を塗布すること。 (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色に顔色ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																							
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																							
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																							
15. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																							
16. プルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一边が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																							
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																							
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② プルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中埋設の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 2) 架空埋設の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所																																																							
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。																																																							

備考		<p style="text-align: center;">NISSHIN</p> <p style="text-align: center;">SEKKEI</p> <p style="text-align: center;">目新設計株式会社</p> <p style="text-align: center;">三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹</p>	Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
			Drawing Title	電気設備工事特記仕様書 1	SCALE
				設計担当者	NS
				一級建築士 No.215909 園分直之	二級建築士 No.10498 多須弘樹

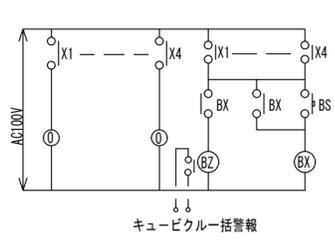
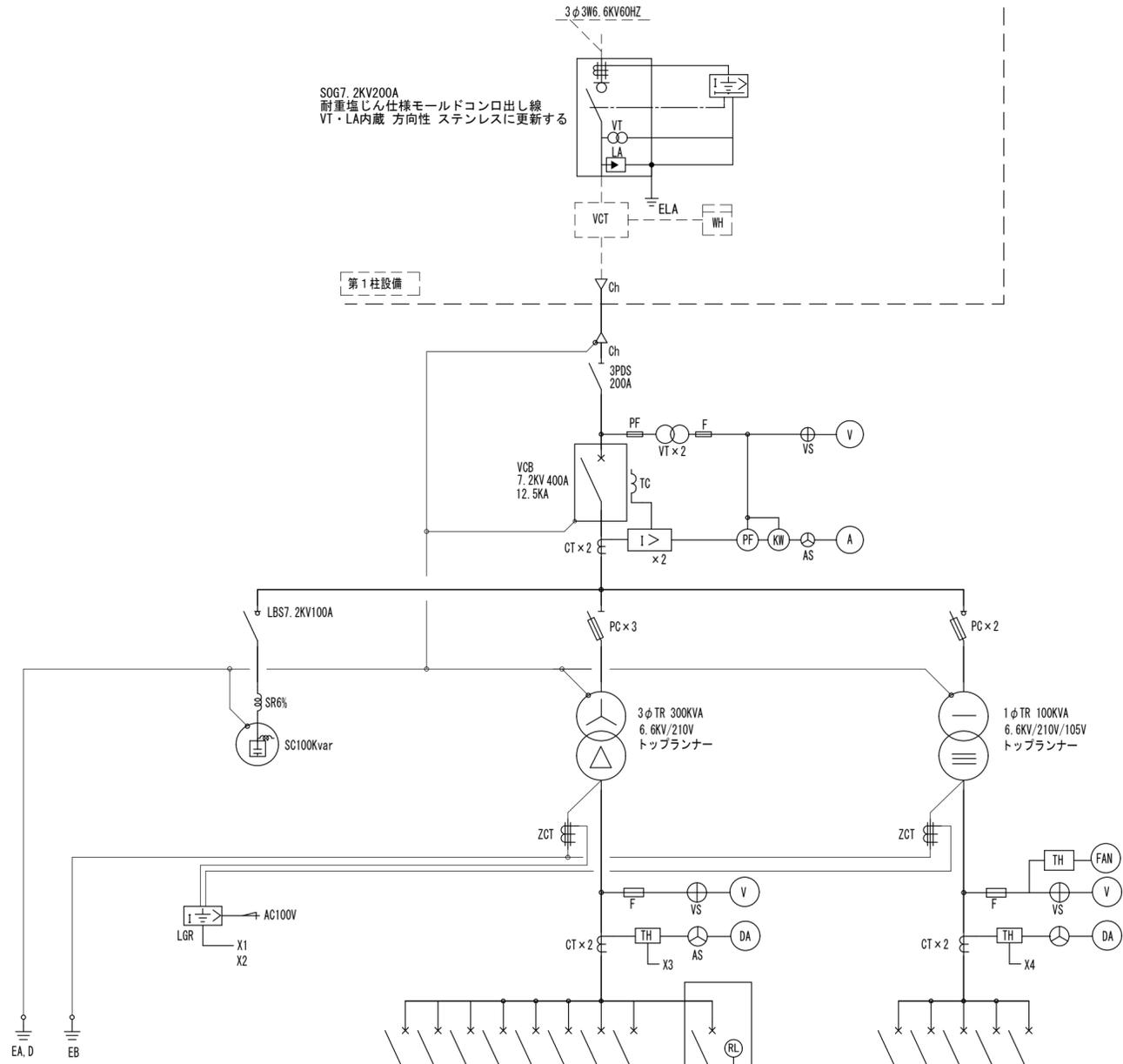
<p>20. 配線器具の設置</p> <p>(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (2) 電源の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4) プレートは、図面に記載なき場合は、新金属製とする。 (5) カブプレートは、原則として新金属製とする。 (6) フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リフ付）とする。</p> <p>21. 照明器具の設置</p> <p>(1) コードベンダー以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） (2) 接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により防落防止の措置を行う。 (6) バイブ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。</p> <p>22. 照明改修の際の測定</p> <p>対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（ ） 測定回数（ ）回</p> <p>23. 分電盤、制御盤、キュービクル等</p> <p>(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正したものとする。 (2) 屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようとする。</p> <p>24. 受変電設備、発電設備の設置場所</p> <p>(1) 保守点検、防上上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3) 電気室には水害、蒸気害、ガス害、ダクト等を通させない。</p> <p>25. 発電設備の燃料配管</p> <p>(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p> <p>26. 電圧関係の計算及び測定</p> <p>(1) 計算書の提出 電圧強度測定結果による計算書提出 ・施工前 ・駆体上り時 ・その他（ ） (2) 測定の実施 1) 項目 全受信チャンネルの電圧強度、受信電圧、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2) 測定時期 ・施工前 ・駆体上り時 ・施工後 ・その他（ ） 3) 報告書提出回数 ・2部（ ）部</p> <p>27. 土工事</p> <p>(1) 埋戻しの材料及び工法 ① 種類（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め） ・その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 特記なき地中埋設配管の深さは、G1ー0.0mm以上とする。 (3) 根切り土の種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等是有掘り、外打基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p> <p>28. ハンドホール、マンホール</p> <p>1) 地中線路及びハンドホール等状況が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期耐力とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものについては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以上とし、原則として接地を施すこと。</p> <p>29. 地中配線路の表示杭</p> <p>下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込込及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個</p>	<p>3. 機器仕様</p> <p>下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【電力設備】</td> </tr> <tr> <td>1. 電灯設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 既設等との取り扱い</td> <td>・無し ・壁改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(2) 機器類</td> <td>・一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(3) 一般照明器具</td> <td>1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・HID灯 ・その他（ ） 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 運搬 ・普通地域 ・埋設地域 5) 照明器具は、認証書又は認証書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。</td> </tr> <tr> <td>(4) 照明制御装置</td> <td>1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(5) 外灯（単独設置）</td> <td>1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・水筒灯 ・ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・その他（ ） 4) 安定器 ・一般形高圧形（BH） ・低始動電流形 ・その他（ ） 5) 電源 ・商用電源（60Hz）（・200V ・100V） ・単独電源（・太陽電池式 ・風車式） ・その他（点灯時間（ ）時間、不日保証日数（ ）日）</td> </tr> <tr> <td>(6) コンセント等</td> <td>・一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む））</td> </tr> <tr> <td>(7) 分電盤、制御盤等</td> <td>1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。</td> </tr> <tr> <td>2. 動力設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 既設との取り扱い</td> <td>・無し ●壁改造 ●配線接続 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(2) 機器類</td> <td>●分電盤、制御盤等 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(3) 負荷設備</td> <td>・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(4) 負荷設備への接続</td> <td>図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。</td> </tr> <tr> <td>(5) 電動機等の接地</td> <td>・専用接地 ・金属管接地（7.5kW以下）</td> </tr> <tr> <td>(6) 電動機等の力率の改善</td> <td>本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。</td> </tr> <tr> <td>(7) 保護継電器</td> <td>過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。</td> </tr> <tr> <td>(8) 分電盤、制御盤等</td> <td>1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。</td> </tr> <tr> <td>3. 雷保護設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 避雷針</td> <td>1) 受雷部 ・突針 ・棒上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地棒 ・接地埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地棒 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ② 測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地埋設設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 雷サージ保護</td> <td>1) 雷害トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2) SPD ・低圧用（・クラスI ・クラスII） ・通信用（・カテゴリC2 ・カテゴリD1） 3) 低圧用SPDクラスIの性能 別図による 4) 通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による</td> </tr> <tr> <td>(3) 電源回路の保護</td> <td>1) 低圧用SPDIに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。</td> </tr> <tr> <td>(4) 通信回線の保護</td> <td>電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。</td> </tr> <tr> <td>4. 接地設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 接地工事</td> <td>1) 種別 ●A種 ●B種 ・C種 ●D種 2) 施工 ・各種単独 ●共用有り（ ）</td> </tr> <tr> <td>(2) 接地抵抗の測定</td> <td>1) 測定方法 ●電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ●（ ）回</td> </tr> <tr> <td>(3) 接地埋設設備</td> <td>接地には接地埋設設備を施工し、接地棒の位置がわかるようにする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【受変電設備】</td> </tr> <tr> <td>5. 受変電設備</td> <td>高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。</td> </tr> <tr> <td>(1) 既設との取り扱い</td> <td>・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ●配線接続 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(2) 機器類</td> <td>●変圧器 ・交流遮断器 ●断路器 ・避雷器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ ●直列リアクトル ●配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>(3) 盤類</td> <td>1) 形式 ●キュービクル式配電盤（JIS C 4620） ・高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ ） 2) 中通路 ・有（ ） ・無（ ） 3) 特記事項 （ ）</td> </tr> <tr> <td>(4) 交流遮断器</td> <td>真空遮断器（VCB） ① 操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ② 引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し</td> </tr> </tbody> </table>	項目	特記事項	【電力設備】		1. 電灯設備		(1) 既設等との取り扱い	・無し ・壁改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ）	(2) 機器類	・一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ ）	(3) 一般照明器具	1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・HID灯 ・その他（ ） 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 運搬 ・普通地域 ・埋設地域 5) 照明器具は、認証書又は認証書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。	(4) 照明制御装置	1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他（ ）	(5) 外灯（単独設置）	1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・水筒灯 ・ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・その他（ ） 4) 安定器 ・一般形高圧形（BH） ・低始動電流形 ・その他（ ） 5) 電源 ・商用電源（60Hz）（・200V ・100V） ・単独電源（・太陽電池式 ・風車式） ・その他（点灯時間（ ）時間、不日保証日数（ ）日）	(6) コンセント等	・一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む））	(7) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。	2. 動力設備		(1) 既設との取り扱い	・無し ●壁改造 ●配線接続 ・その他（ ）	(2) 機器類	●分電盤、制御盤等 ・その他（ ）	(3) 負荷設備	・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他（ ）	(4) 負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。	(5) 電動機等の接地	・専用接地 ・金属管接地（7.5kW以下）	(6) 電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。	(7) 保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。	(8) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。	3. 雷保護設備		(1) 避雷針	1) 受雷部 ・突針 ・棒上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地棒 ・接地埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地棒 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ② 測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地埋設設備を設置する。	(2) 雷サージ保護	1) 雷害トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2) SPD ・低圧用（・クラスI ・クラスII） ・通信用（・カテゴリC2 ・カテゴリD1） 3) 低圧用SPDクラスIの性能 別図による 4) 通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による	(3) 電源回路の保護	1) 低圧用SPDIに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。	(4) 通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。	4. 接地設備		(1) 接地工事	1) 種別 ●A種 ●B種 ・C種 ●D種 2) 施工 ・各種単独 ●共用有り（ ）	(2) 接地抵抗の測定	1) 測定方法 ●電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ●（ ）回	(3) 接地埋設設備	接地には接地埋設設備を施工し、接地棒の位置がわかるようにする。	【受変電設備】		5. 受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。	(1) 既設との取り扱い	・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ●配線接続 ・その他（ ）	(2) 機器類	●変圧器 ・交流遮断器 ●断路器 ・避雷器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ ●直列リアクトル ●配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ ）	(3) 盤類	1) 形式 ●キュービクル式配電盤（JIS C 4620） ・高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ ） 2) 中通路 ・有（ ） ・無（ ） 3) 特記事項 （ ）	(4) 交流遮断器	真空遮断器（VCB） ① 操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ② 引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し	<p>(5) 断路器</p> <p>1) 形式 ・3極単投 ・単極単投（避雷器用に限る） 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作（避雷器用に限る）</p> <p>(6) 負荷開閉器</p> <p>1) 形式 ・配電盤用 ●引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ① 操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ② 断線リブ ・有（ストライク付） ・無 ③ 引外し装置 ・ストライク引外し ・電圧引外し ・無 ④ 本体及び制御箱の材質 ●ステンレス製 ・鋼製 ⑤ 保護装置 ・過電流警勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ⑥ 保護装置は、過電流警勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする</p> <p>(7) 変圧器</p> <p>1) 形式 ●油入 ・モールド 2) 設置方式 ●屋外型 ●屋内型 3) デイライト温度計 ・有（・最大値指針 無） ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合には必須とする</p> <p>(8) 進相コンデンサ</p> <p>1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド 2) その他 ① 内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ② 放電装置を附属又は内蔵すること</p> <p>(9) 直列リアクトル（進相コンデンサ用）</p> <p>1) 絶縁方式 ●油入 ・モールド 2) 容量 ●容量 1.3% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること</p> <p>(10) 設備不平衡</p> <p>高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が3.0%以下となるようにする。</p> <p>(11) キュービクル等</p> <p>1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。</p> <p>(12) 基礎</p> <p>1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 2) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p> <p>(13) 配線ビッド及び蓋</p> <p>1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 2) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。</p> <p>(14) 設置場所</p> <p>・屋内 ●屋外（●地上 ・屋上）</p> <p>【電気貯蔵設備】</p> <p>6. 直流電源設備</p> <p>(1) 用途 ・非常用照明器具電源 ・受変電設備制御電源 ・その他（ ） (2) 容量 （ ）kVA (3) 整流装置</p> <p>1) 出力電圧 直流（・12V ・24V ・48V ・（ ）V） 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。</p> <p>(4) 蓄電池</p> <p>1) 種類 ・鉛蓄電池（・HS ・MSE ・長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH ・AMH） ・その他（ ） 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・（ ）℃</p> <p>(5) 性能</p> <p>1) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・（ ）℃ 2) 停電補償時間（ ）</p> <p>7. 交流無停電電源設備</p> <p>(1) 用途 （ ） (2) 容量 （ ）kVA (3) 給電方式 ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他（ ） (4) 整流装置等 整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 (5) 蓄電池</p> <p>1) 種類 ・鉛蓄電池（・HS ・MSE ・長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH ・AMH） ・その他（ ） 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・（ ）℃ 3) 停電補償時間（ ）</p> <p>(6) 性能</p> <p>1) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・（ ）℃ 2) 停電補償時間（ ）</p> <p>8. 電力平準化用蓄電設備</p> <p>(1) 用途 （ ） (2) 機能 ・ピークシフト機能 ・ピークカット機能 ・商用停電時のバックアップ機能 (3) 蓄電池</p> <p>1) 種類 ・リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 2) 容量 3) 稼働寿命 4) 充放電回数 5) 放電時間 6) 補償機能 ・製造者標準 ・その他（ ）</p> <p>(4) 性能</p> <p>1) 交流入出力電圧方式 ・三相3線式（・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200/100V） 2) 自立運転 ・する ・しない 3) 系統連系 ・する ・しない</p> <p>(5) 計測表示</p> <p>1) 遠方監視用接点 ・設けない ・設ける（詳細は別図による） (6) 状態・警報表示</p> <p>9. 分散電源</p> <p>燃料・燃料・燃料 仕様詳細は別図による。</p> <p>【発電設備】</p> <p>10. 燃料系発電設備</p> <p>(1) 用途 ・防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 (2) 区分 ・常用 ・非常用 (3) 設置場所 ・屋内 ・屋外（・普通地域 ・埋設地域） (4) 機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他（ ）</p> <p>(5) 発電装置</p> <p>1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ・筒形形 ・オープン式 ・キュービクル式（・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電後） ・10秒以内 ・40秒以内 ・24時間以上 ・72時間以上 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上</p> <p>5) 発電機 ① 電圧方式 ・三相3線式（・6.6kV ・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ② 定格周波数 60Hz ③ 定格出力 （ ）kVA ④ 定格出力 （ ）kW以上（ ）ps以上 ⑤ 冷却方式 ・ラジエーター方式 ・冷却水循環式 ・その他（ ）</p> <p>(6) 燃料</p> <p>1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他（ ） 2) 引込燃料槽 ・満タン ・指定なし ・その他（ ）</p> <p>(7) 燃料槽</p> <p>1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（ ）リットル ・主燃料槽（ ）リットル ・燃料小出槽（ ）リットル 2) 燃料小出槽 ・屋外型（・ステンレス製 ・鋼製） ・屋内型（・ステンレス製 ・鋼製） 3) 主燃料槽 ① 設置場所 ・屋内 ・屋外（地上） ・地下埋設（・タンク室内埋設 ・直埋設） ② 形式 ・単重タンク ・二重タンク ・その他（ ） ③ 設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他（ ） ④ タンク室工事 ・本工事 ・既設利用 ・その他（ ）</p> <p>(8) 給油ボックス</p> <p>1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他（ ） 2) 油量指示計 ・有（ ） ・無（ ） 3) 電動ポンプ ・単重ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無</p> <p>(9) 基礎</p> <p>・本工事（・2.1N/mm² ・1.8N/mm²） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ）</p>	<p>11. 太陽光発電設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・系統連系保護装置 ・接続箱 ・情報処理装置 ・その他（ ） <p>(2) 太陽電池アレイ</p> <p>1) 発電能力 公称出力（ ）kW 2) 架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。</p> <p>(3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置</p> <p>1) 出力電圧方式 ・三相3線式（・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ・100V ・（ ）V） 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他（ ） 4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他（ ） 5) 機能 ・系統連系 ・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系 ・自立運転 ・その他（ ） 6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。</p> <p>(4) 情報処理装置</p> <p>1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他（ ） 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。</p> <p>12. 風力発電設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車発電装置 ・制御装置 ・系統連系保護装置 ・支持構造物 ・情報処理装置 ・その他（ ） <p>(2) 風車発電装置</p> <p>発電能力 定格出力（ ）kW</p> <p>(3) 制御盤</p> <p>1) 出力電圧方式 ・三相3線式（・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ・100V ・（ ）V） 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他（ ） 4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他（ ） 5) 機能 ・系統連系 ・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系 ・自立運転 ・その他（ ） 6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 自置、積載荷重、積雪、振動、衝撃等に対し、安全が確保されたものとする。</p> <p>(4) 支持構造物</p> <p>1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 ・その他（ ） 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他（ ） 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。</p> <p>13. その他発電設備</p> <p>()の仕様詳細は別図による。</p> <p>【通信・情報設備】</p> <p>14. 構内情報通信網設備</p> <p>(1) インターフェース</p> <p>1) LAN ・1000BASE-T ・無線LAN（ ） ・その他（ ） 2) WAN（ ）</p> <p>(2) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スイッチ ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイヤウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他（ ） <p>各機器の仕様詳細は別図による。</p> <p>(3) ケーブル</p> <p>1) 幹線系 ・UTP ・光ファイバ ・その他（ ） 2) 支線系 ・UTP ・光ファイバ ・その他（ ） 3) フロア系 ・UTP ・その他（ ）</p> <p>(4) アウトレット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローテーションアウトレット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む）） ・壁コンセント ・その他（ ） <p>15. 構内交換設備</p> <p>(1) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他（ ） <p>(2) 交換装置</p> <p>1) 種別 ・構内交換装置（・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ） ・ボタン電話装置 ・その他（ ） 2) 局線応答方式 ・局線中継台方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・ダイレクトインダイヤル方式 ・ダイレクトインラン方式 ・その他（ ） 3) 保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 4) 本配電盤（MDF） ・本工事 ・別置型 ・片面形 ・両面形 ・交換機一体型 ・壁掛型 ・その他（ ） 5) 電源装置 ① 形式 ・別置型 ・一体形 ・その他（ ）以上 ② 停電補償時間 ・30分以上（ ）</p> <p>(3) 電話機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般電話機 ・多機能電話機 ・IP電話機 ・デジタルコードレス電話機（PHS方式） ・IPコードレス電話機（無線LAN方式） ・その他（ ） <p>(4) 端子盤類</p> <p>1) 端子盤 ・中継端子盤（IDF） ・室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の2.0%以上、室内端子盤には1.0%以上の接続端子スペースを見込む。</p> <p>(5) アウトレット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローテーションアウトレット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む）） ・壁コンセント ・その他（ ） <p>16. 情報表示設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチサイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置 <p>(1) 設備</p> <p>(2) マルチサイン装置</p> <p>1) 機器 ・操作制御部 ・情報表示部 ・その他（ ） 2) 通信方式 ・TCP/IP ・その他（ ） 3) 操作制御部 ・タイマースイッチナ ・有 ・無 4) 情報表示部 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他（ ）</p> <p>(3) 出退表示装置</p> <p>1) 機器 ・制御装置 ・出退表示部 ・その他（ ） 2) 出退表示部 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他（ ）</p> <p>(4) 時刻表示装置</p> <p>1) 機器 ・親時計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 ・その他（ ） 2) 親時計 ① 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・ラックマウント型（ラック架組込） ② 時刻補正機能 ・FM放送受信（・アンテナ設置 ・既設利用） ・長安準準電波受信（・アンテナ設置 ・既設利用） ③ 回線数（ ）回線 ④ 機能 ・電子チャイム（ ）曲 ・時報 ・プログラムタイマ（引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。） ・アナログ式 ・デジタル式</p> <p>3) 子時計 ① 方式 ・屋内用 ・屋外用 ・その他（ ） ② 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他（ ） 4) 電源装置 運転可能時間（・10時間（ ）時間） 5) 単独時計 ① 方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ② 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他（ ） ③ 時刻補正機能 ・有 ・無</p> <p>(5) 警報等表示装置</p> <p>1) 機器 ・表示器 ・検出装置 ・その他（ ） 2) 表示器 ① 表示方式 ・その他（ ） ② 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 検出装置 ① 検出方式 ・電線 ・無電圧接点 ・その他（ ） ② 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。</p>
項目	特記事項																																																																						
【電力設備】																																																																							
1. 電灯設備																																																																							
(1) 既設等との取り扱い	・無し ・壁改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ）																																																																						
(2) 機器類	・一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ ）																																																																						
(3) 一般照明器具	1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・HID灯 ・その他（ ） 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 運搬 ・普通地域 ・埋設地域 5) 照明器具は、認証書又は認証書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。																																																																						
(4) 照明制御装置	1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他（ ）																																																																						
(5) 外灯（単独設置）	1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・水筒灯 ・ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・その他（ ） 4) 安定器 ・一般形高圧形（BH） ・低始動電流形 ・その他（ ） 5) 電源 ・商用電源（60Hz）（・200V ・100V） ・単独電源（・太陽電池式 ・風車式） ・その他（点灯時間（ ）時間、不日保証日数（ ）日）																																																																						
(6) コンセント等	・一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む））																																																																						
(7) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。																																																																						
2. 動力設備																																																																							
(1) 既設との取り扱い	・無し ●壁改造 ●配線接続 ・その他（ ）																																																																						
(2) 機器類	●分電盤、制御盤等 ・その他（ ）																																																																						
(3) 負荷設備	・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他（ ）																																																																						
(4) 負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。																																																																						
(5) 電動機等の接地	・専用接地 ・金属管接地（7.5kW以下）																																																																						
(6) 電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。																																																																						
(7) 保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。																																																																						
(8) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。																																																																						
3. 雷保護設備																																																																							
(1) 避雷針	1) 受雷部 ・突針 ・棒上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地棒 ・接地埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地棒 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ② 測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地埋設設備を設置する。																																																																						
(2) 雷サージ保護	1) 雷害トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2) SPD ・低圧用（・クラスI ・クラスII） ・通信用（・カテゴリC2 ・カテゴリD1） 3) 低圧用SPDクラスIの性能 別図による 4) 通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による																																																																						
(3) 電源回路の保護	1) 低圧用SPDIに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。																																																																						
(4) 通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。																																																																						
4. 接地設備																																																																							
(1) 接地工事	1) 種別 ●A種 ●B種 ・C種 ●D種 2) 施工 ・各種単独 ●共用有り（ ）																																																																						
(2) 接地抵抗の測定	1) 測定方法 ●電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ●（ ）回																																																																						
(3) 接地埋設設備	接地には接地埋設設備を施工し、接地棒の位置がわかるようにする。																																																																						
【受変電設備】																																																																							
5. 受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。																																																																						
(1) 既設との取り扱い	・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ●配線接続 ・その他（ ）																																																																						
(2) 機器類	●変圧器 ・交流遮断器 ●断路器 ・避雷器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ ●直列リアクトル ●配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ ）																																																																						
(3) 盤類	1) 形式 ●キュービクル式配電盤（JIS C 4620） ・高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ ） 2) 中通路 ・有（ ） ・無（ ） 3) 特記事項 （ ）																																																																						
(4) 交流遮断器	真空遮断器（VCB） ① 操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ② 引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し																																																																						
<p>備考</p>	<p style="text-align: center;"> NISSHIN SEKKEI 日新設計株式会社 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹 </p>	<table border="1"> <tr> <td>Job Title</td> <td>津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事</td> <td>DATE</td> </tr> <tr> <td>Drawing Title</td> <td>電気設備工事特記仕様書 2</td> <td>SCALE</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">NS</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">設計担当者</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 No.215909 園分直之</td> <td>二級建築士 No.10498 多須弘樹</td> <td>E-02 原図: A2</td> </tr> </table>	Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE	Drawing Title	電気設備工事特記仕様書 2	SCALE		NS		設計担当者			一級建築士 No.215909 園分直之	二級建築士 No.10498 多須弘樹	E-02 原図: A2																																																						
Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE																																																																					
Drawing Title	電気設備工事特記仕様書 2	SCALE																																																																					
	NS																																																																						
設計担当者																																																																							
一級建築士 No.215909 園分直之	二級建築士 No.10498 多須弘樹	E-02 原図: A2																																																																					

<p>17. 映像・音響設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 映像機器</p> <p>(3) 音響機器</p> <p>(4) 操作装置</p> <p>18. 拡声設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 増幅器</p> <p>(3) 付属機器</p> <p>(4) 操作装置</p> <p>(5) スピーカ</p> <p>19. 誘導支援設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 音声誘導装置</p> <p>(3) インターホン</p> <p>(4) トイレ等呼出装置</p> <p>20. テレビ共同受信設備</p> <p>(1) 受信放送</p> <p>(2) 機器</p> <p>(3) アンテナ</p> <p>21. テレビ電波障害防除設備</p> <p>(1) 対象戸数</p> <p>(2) 機器</p> <p>(3) アンテナ</p> <p>22. 監視カメラ設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 伝送方式</p> <p>(3) カメラ</p> <p>(4) モニタ装置</p> <p>(5) 録画装置</p>	<p>23. 駐車管理設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 管制盤</p> <p>(3) 検知器</p> <p>(4) 番号灯・警報灯</p> <p>(5) 発券機</p> <p>(6) カゲゲート</p> <p>24. 防犯・入退室管理設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 防犯装置</p> <p>(3) 入退室管理装置</p> <p>25. 自動火災報知設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 受信機</p> <p>(3) 副受信機(表示装置)</p> <p>(4) 中継器</p> <p>(5) 発信機</p> <p>(6) 感知器</p> <p>26. 自動閉鎖設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 運動制御器</p> <p>(3) 感知器</p> <p>(4) 自動閉鎖装置</p> <p>(5) 自動閉鎖装置</p> <p>27. 非常警報設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 非常放送装置</p> <p>28. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 受信機</p> <p>(3) 副受信機</p> <p>(4) 検知器</p>	<p>【中央監視制御設備】</p> <p>29. 中央監視制御設備</p> <p>(1) 監視制御対象設備</p> <p>(2) 既設との取り合い</p> <p>(3) 機器</p> <p>(4) 機能</p> <p>(5) 監視操作装置</p> <p>(6) 信号処理装置</p> <p>(7) 記録装置</p> <p>【医療関係設備】</p> <p>30. 非接地電源用分電盤</p> <p>(1) 機器</p> <p>(2) 仕様詳細</p> <p>31. ナースコール設備</p> <p>(1) 形式</p> <p>(2) 仕様詳細</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>32. 構内配電線路</p> <p>(1) 配線方式</p> <p>(2) 建柱</p> <p>(3) 装柱機器</p> <p>(4) 装柱機器</p> <p>(5) ハンドホール・マンホール</p> <p>(6) 鋼鉄差</p> <p>(7) 地中ケーブル保護材料</p> <p>【構内通信線路】</p> <p>33. 構内通信線路</p> <p>(1) 用途</p> <p>(2) 配線方式</p> <p>(3) 建柱</p> <p>(4) ハンドホール・マンホール</p> <p>(5) 鋼鉄差</p> <p>(6) 地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>34. 消火器</p>	<p>III. 機器標準取得高さ標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>備 考</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電力</td> <td>接地端子盤</td> <td></td> <td>床下～下端</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td></td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td>分電盤</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">電灯</td> <td>スイッチ</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,300 ○1,000mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(一般)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>300 ○400mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(和室)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>コンセント(台上)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント(WP)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>コンセント(地下)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">動力</td> <td>コンセント(土間)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(一般)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,100～2,300</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(鏡上)</td> <td></td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(処理場)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電話</td> <td>壁掛制御盤</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td></td> <td>床下～下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時計・拡声</td> <td>保安器盤</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>時計</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示</td> <td>時計計</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>壁掛型スピーカ</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,300 2,500mm</td> </tr> <tr> <td>アッテネータ</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>表示器</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">インターホン</td> <td>壁付発信器</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>ベル・プザー・チャイム</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>壁付インターホン</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">テレビ</td> <td>壁位置ボックス(和室)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>子機(身障者用)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>呼出しボタン(身障者用)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>800～950 便座先端から後方100～200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)</td> </tr> <tr> <td>表示灯(身障者用)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">火災報知</td> <td>機器収容箱</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>直列ユニット</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>直列ユニット(和室)</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>受信機・副受信機</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>発信器</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>表示灯</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>ベル</td> <td></td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>参考資料</td> <td colspan="4">高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	備 考	取付高さ (mm)	備 考	電力	接地端子盤		床下～下端		取引用計器		地上～窓中心	1,800～2,000	引込開閉器		床下～中心	1,800～2,000	分電盤		床下～中心	1,500 上端1,900mm	電灯	スイッチ		床下～中心	1,300 ○1,000mm	コンセント(一般)		床下～中心	300 ○400mm	コンセント(和室)		床下～中心	200	コンセント(台上)		床下～中心	150	コンセント(WP)		床下～中心	1,000	コンセント(地下)		床下～中心	1,000	動力	コンセント(土間)		床下～中心	500	ブラケット(一般)		床下～中心	2,100～2,300	ブラケット(鏡上)		鏡上端～中心	150	ブラケット(処理場)		床下～中心	2,500	電話	壁掛制御盤		床下～中心	1,500 上端1,900mm	手元開閉器		床下～中心	1,500	操作スイッチ		床下～中心	1,300	端子盤		床下～下端	300	時計・拡声	保安器盤		床下～中心	2,000	壁位置ボックス		床下～中心	300	壁位置ボックス(和室)		床下～中心	200	時計		床下～中心	1,500 上端1,900mm	表示	時計計		床下～中心	2,300	壁掛型スピーカ		床下～中心	2,300 2,500mm	アッテネータ		床下～中心	1,300	表示器		床下～中心	2,300	インターホン	壁付発信器		床下～中心	1,300	ベル・プザー・チャイム		床下～中心	2,300	壁付インターホン		床下～中心	1,300	壁位置ボックス(和室)		床下～中心	300	テレビ	壁位置ボックス(和室)		床下～中心	200	子機(身障者用)		床下～中心	1,100	呼出しボタン(身障者用)		床下～中心	800～950 便座先端から後方100～200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)	表示灯(身障者用)		床下～中心	1,800	火災報知	機器収容箱		床下～中心	2,000	直列ユニット		床下～中心	300	直列ユニット(和室)		床下～中心	200	受信機・副受信機		床下～中心	1,500	その他	発信器		床下～中心	1,300	表示灯		床下～中心	1,800	ベル		床下～中心	2,300	参考資料	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)			
	名 称	備 考	取付高さ (mm)	備 考																																																																																																																																																																																							
電力	接地端子盤		床下～下端																																																																																																																																																																																								
	取引用計器		地上～窓中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																																							
	引込開閉器		床下～中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																																							
	分電盤		床下～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																																																																																							
電灯	スイッチ		床下～中心	1,300 ○1,000mm																																																																																																																																																																																							
	コンセント(一般)		床下～中心	300 ○400mm																																																																																																																																																																																							
	コンセント(和室)		床下～中心	200																																																																																																																																																																																							
	コンセント(台上)		床下～中心	150																																																																																																																																																																																							
	コンセント(WP)		床下～中心	1,000																																																																																																																																																																																							
	コンセント(地下)		床下～中心	1,000																																																																																																																																																																																							
動力	コンセント(土間)		床下～中心	500																																																																																																																																																																																							
	ブラケット(一般)		床下～中心	2,100～2,300																																																																																																																																																																																							
	ブラケット(鏡上)		鏡上端～中心	150																																																																																																																																																																																							
	ブラケット(処理場)		床下～中心	2,500																																																																																																																																																																																							
電話	壁掛制御盤		床下～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																																																																																							
	手元開閉器		床下～中心	1,500																																																																																																																																																																																							
	操作スイッチ		床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																							
	端子盤		床下～下端	300																																																																																																																																																																																							
時計・拡声	保安器盤		床下～中心	2,000																																																																																																																																																																																							
	壁位置ボックス		床下～中心	300																																																																																																																																																																																							
	壁位置ボックス(和室)		床下～中心	200																																																																																																																																																																																							
	時計		床下～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																																																																																							
表示	時計計		床下～中心	2,300																																																																																																																																																																																							
	壁掛型スピーカ		床下～中心	2,300 2,500mm																																																																																																																																																																																							
	アッテネータ		床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																							
	表示器		床下～中心	2,300																																																																																																																																																																																							
インターホン	壁付発信器		床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																							
	ベル・プザー・チャイム		床下～中心	2,300																																																																																																																																																																																							
	壁付インターホン		床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																							
	壁位置ボックス(和室)		床下～中心	300																																																																																																																																																																																							
テレビ	壁位置ボックス(和室)		床下～中心	200																																																																																																																																																																																							
	子機(身障者用)		床下～中心	1,100																																																																																																																																																																																							
	呼出しボタン(身障者用)		床下～中心	800～950 便座先端から後方100～200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)																																																																																																																																																																																							
	表示灯(身障者用)		床下～中心	1,800																																																																																																																																																																																							
火災報知	機器収容箱		床下～中心	2,000																																																																																																																																																																																							
	直列ユニット		床下～中心	300																																																																																																																																																																																							
	直列ユニット(和室)		床下～中心	200																																																																																																																																																																																							
	受信機・副受信機		床下～中心	1,500																																																																																																																																																																																							
その他	発信器		床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																							
	表示灯		床下～中心	1,800																																																																																																																																																																																							
	ベル		床下～中心	2,300																																																																																																																																																																																							
	参考資料	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)																																																																																																																																																																																									

備 考		<p>NISSHIN SEKKEI</p> <p>目新設計株式会社</p> <p>三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹</p>	Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
			Drawing Title	電気設備工事特仕仕様書 3	SCALE
				設計担当者	NS
				一級建築士 No.215909 園分直之	二級建築士 No.10498 多須弘樹

SOG7. 2KV200A
耐重じん仕様モールドコンロ出し線
VT・LA内蔵 方向性 ステンレスに更新する

第1柱設備

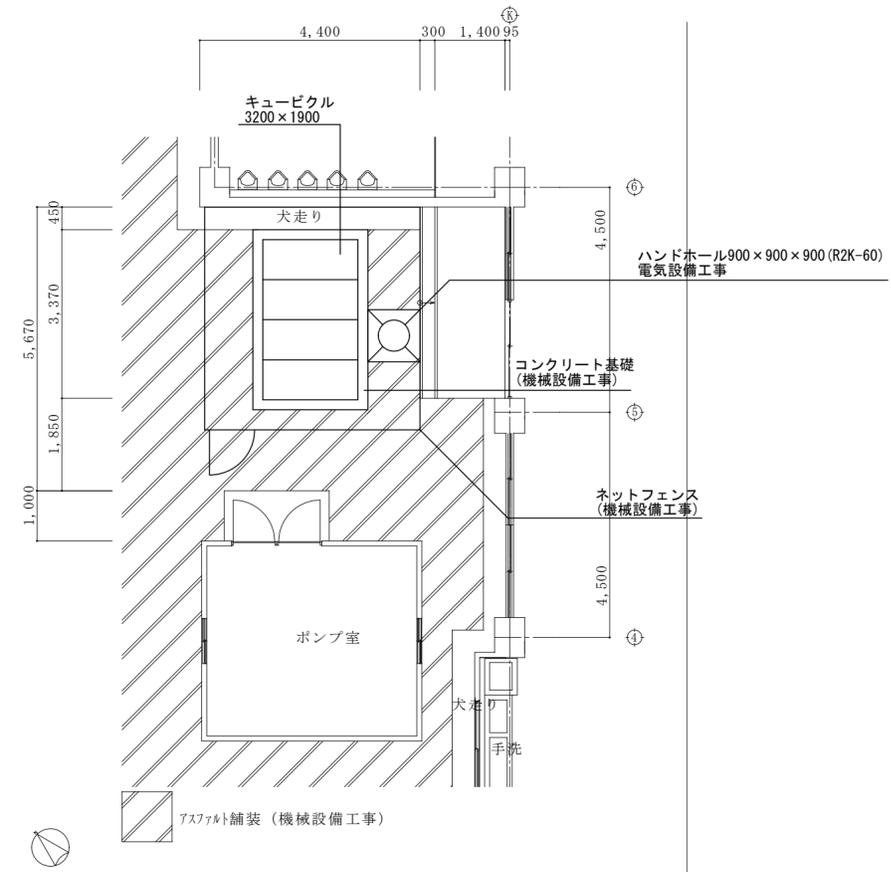
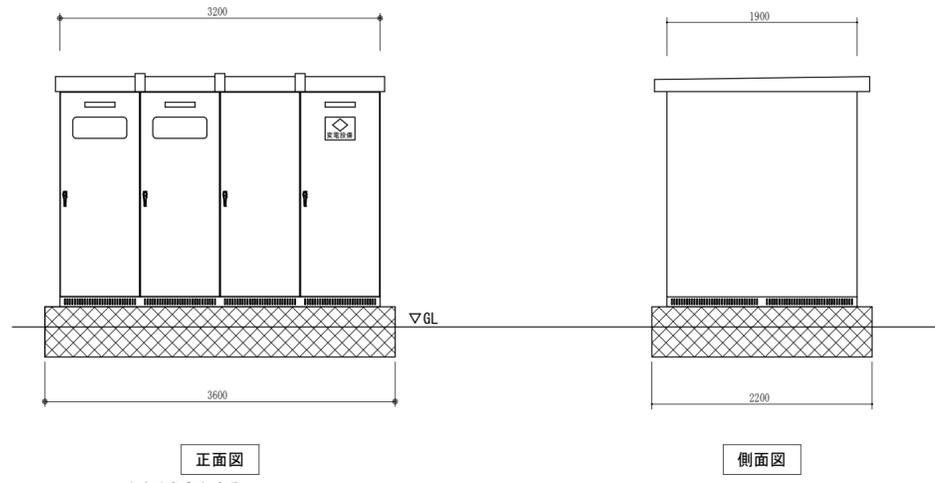


共用変圧器容量に対する一般電源MCCBの容量確認
一般AT+非常AT ≤ In × 2.14 (A)
1625AT ≤ 1765A によってOK

負荷名称	容量 (kVA)	配線サイズ	MCCB	
			P A F	A T
既設キュービクル	63.0	CVT200	3	400 350
1階 P1-S-1	9.73	CVT22	3	100 100
1階 P1-1, 2, -3	23.36	CVT60	3	225 175
2階 S-2, S-1	31.08	CVT60	3	225 200
3階 S-1	32.28	CVT60	3	225 200
1階 P1-4, 5	43.19	CVT100	3	225 225
1階 P1-6	16.14	CVT38	3	225 125
予備			3	225 150
消火栓ポンプ	11.0	FP38-3C	3	100 100

負荷名称	容量 (kW)	配線サイズ	MCCB	
			P A F	A T
既設キュービクル		CVT200	3	400 300
予備			3	225 150
予備			3	100 100
所内電源			2	50 20
LGR			2	50 20

受電設備 単線結線図 屋外型 消防認定品



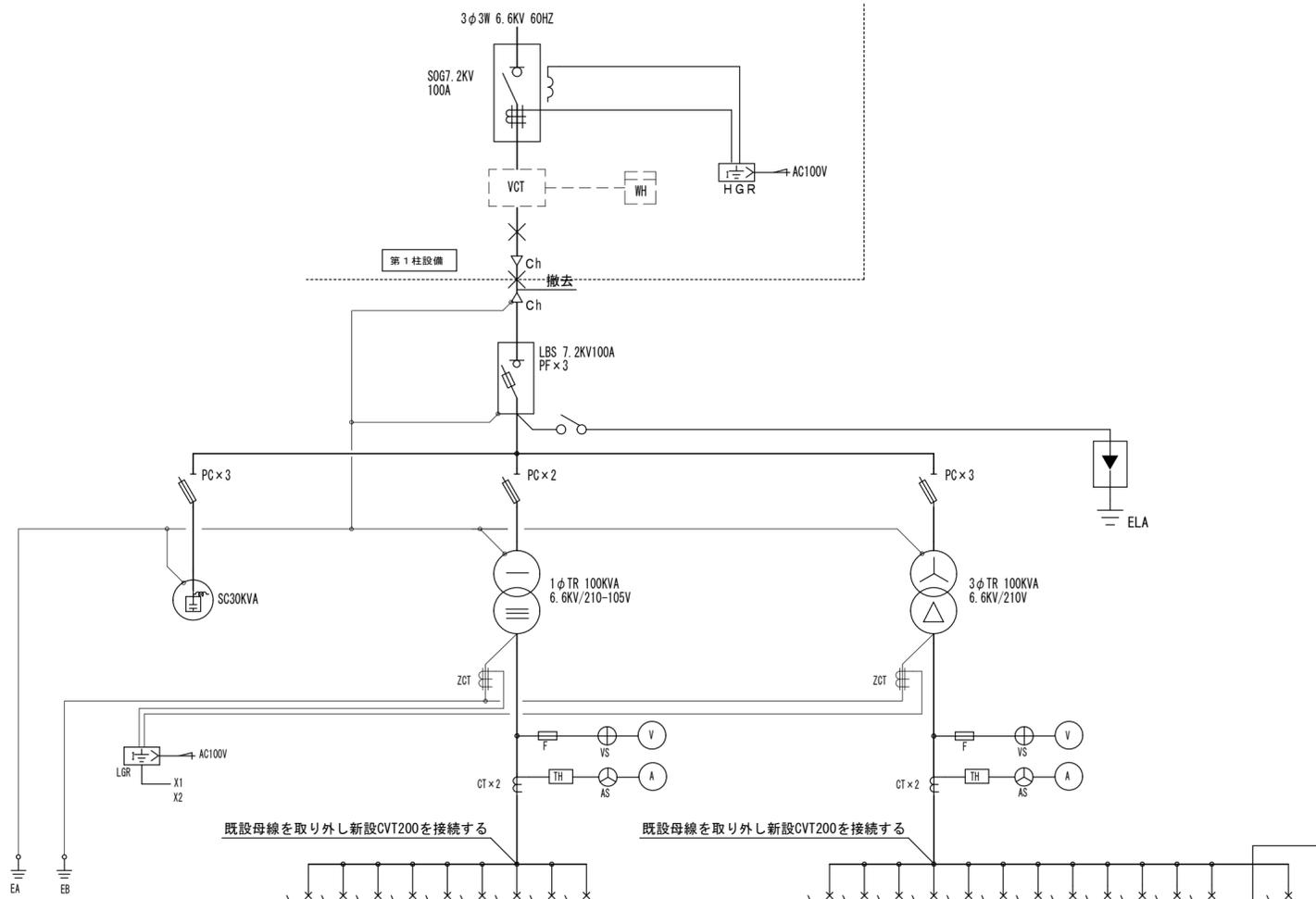
備考	
----	--

NISSHIN SEKKEI
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	高圧単線結線図・受変電設備
設計担当者	

DATE	
SCALE	NS
E-05	原図: A2

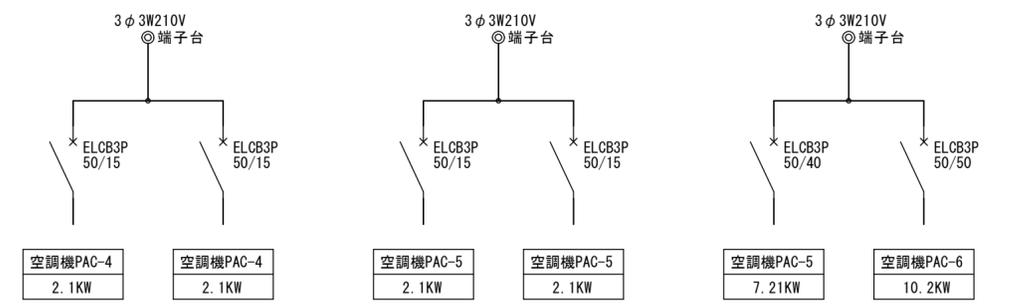


負荷名称	容量 (KW)	配線サイズ	MCCB		
			P	A	T
		60×3	3	225	150
		38×3	3	100	100
		38×3	3	100	100
		22×3	3	100	75
増設照明灯		CVT60	3	225	175
体育館		60×3	3	225	150
パソコン教室		CVT38	3	100	100
所内電源			2	50	20
SOG		CV5.5-20撤去	2	50	20

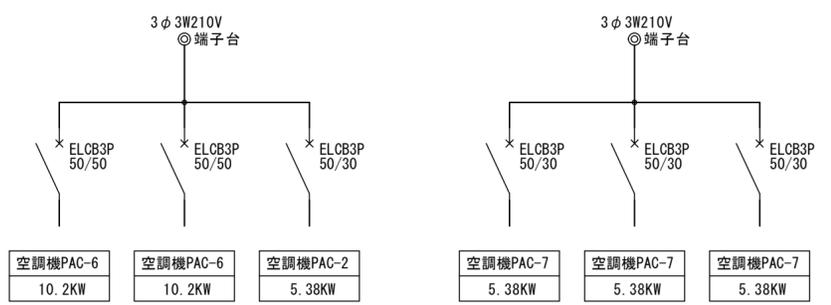
負荷名称	容量 (KVA)	配線サイズ	MCCB		
			P	A	T
		CVT38	3	225	125
		22×3	3	100	75
		22×3	3	100	75
P-1排水ポンプ		22×3	3	100	75
		CVT60	3	225	125
		CV14-30	3	100	100
		22×3	3	50	50
図書室空調機		5.5×3	3	50	30
3FPC教室		CV5.5-30	3	50	30
		CVT22	3	100	75
図書室空調機		8×3	3	50	30
3FPC教室		38×3	3	100	100
消火栓ポンプ	11.0	FP38-30撤去	3	100	100

既設受変電設備 単線結線図

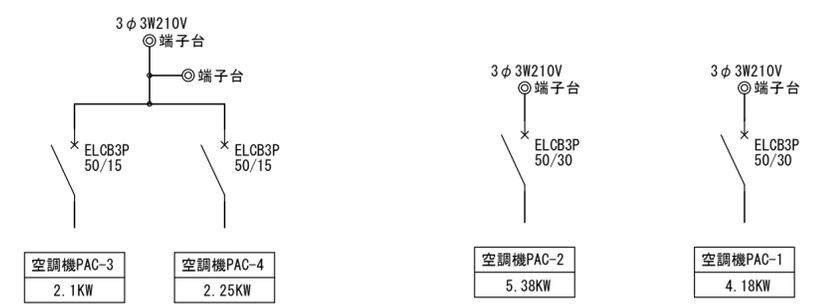
- ・既設キュービクルにおいて高圧ケーブル、SOGケーブル、消火栓ケーブルの撤去を行う
- ・新設低圧ケーブルを各母線に接続し既設キュービクルの再使用を行う。



P1-1 計=4.2KW 屋外型ステンレス製
P1-2 計=4.2KW 屋外型ステンレス製
P1-3 計=4.2KW 屋外型ステンレス製
P1-4 計=17.41KW 屋外型ステンレス製



P1-5 計=25.78KW 屋外型ステンレス製
P1-6 計=16.14KW 屋外型ステンレス製



P2-1 計=4.35KW 屋外型ステンレス製
S-1 屋外型ステンレス製
S-2 屋外型ステンレス製

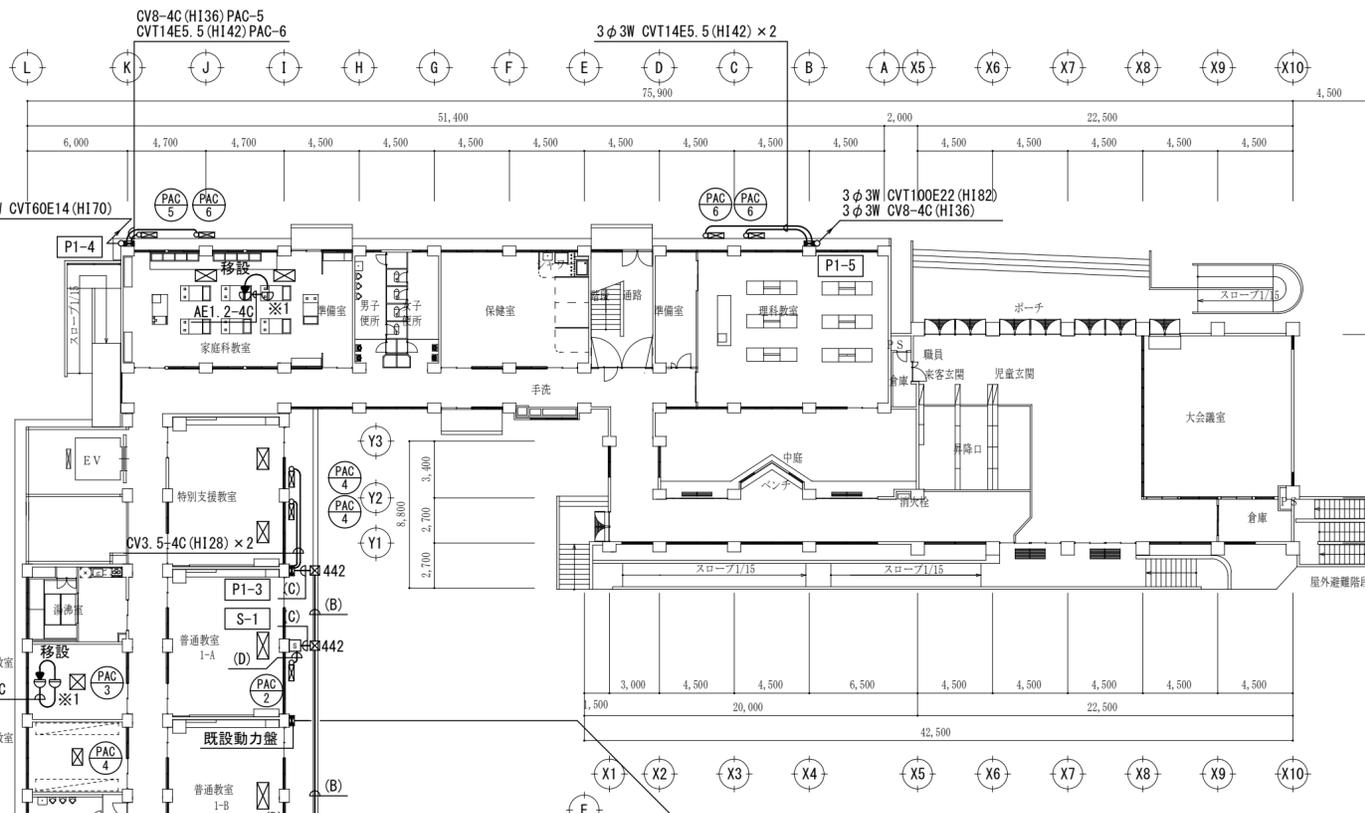
備 考	

**NISSHIN
SEKKEI**
日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	既設受変電設備・分電盤結線図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 園分雄之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹

DATE	
SCALE	NS
E-06 原図: A2	



※OB更新に伴う停電時の電力として
1φ3W 3KVA程度の仮設電源を電力会社より引き込み、
給食室分電盤へ送電する事

仮設ケーブルCVT14^φ 100m
仮設引込開閉器函 30A 1個 を見込むこと

記号	名称
■	動力盤
□	手元開閉器函
⊠	ブルボックス
⊙2	既設埋込コンセント2P15A×2 再使用
⊖	既設感知器差動式スポット2種の再使用を行う
⊠	埋設標示杭 鉄製
(H)	消火器ABC粉末 屋外収納函ステンレス製共

図中点線にて記入のものは既設を示し再使用を行う

記号	型式
(PAC 1)	パッケージエアコン 天井カセット 同時ツイン 消費電力3φ3W 冷房4.18KW/暖房4.05KW/低温6.4KW
(PAC 2)	パッケージエアコン 天井型 消費電力3φ3W 冷房5.38KW/暖房4.65KW/低温7.1KW
(PAC 3)	パッケージエアコン 天井カセット 消費電力3φ3W 冷房2.1KW/暖房2.05KW/低温2.39KW
(PAC 4)	パッケージエアコン 天井型 消費電力3φ3W 冷房2.1KW/暖房2.25KW/低温2.49KW
(PAC 5)	パッケージエアコン 天井型 同時ツイン 消費電力3φ3W 冷房7.21KW/暖房6.48KW/低温7.35KW
(PAC 6)	パッケージエアコン 天井型 同時ツイン 消費電力3φ3W 冷房10.2KW/暖房8.54KW/低温12.9KW
(PAC 7)	パッケージエアコン 天井型 消費電力3φ3W 冷房5.38KW/暖房4.65KW/低温7.62KW

記号	配管配線
(A)	3φ3W CVT60E14 (H170)
(B)	3φ3W CVT38E8 (H154)
(C)	3φ3W CVT22E5.5 (H154)
(D)	3φ3W CV5.5-4C (H128)
(E)	3φ3W CVT60E22 (H170)

記号	名称
※1	既設感知器の移設を行う、感知器跡にはカバープレートを取り付け
332	ブルボックス 300×300×200 WPSUS
442	ブルボックス 400×400×200 WPSUS
553	ブルボックス 500×500×300 WPSUS
663	ブルボックス 600×600×300 WPSUS
885	ブルボックス 800×800×500 WPSUS
1385	ブルボックス 1300×800×500 WPSUS

- 1φ3W 屋上 CVT200
- 3φ3W 屋上 CVT200
- 警報 屋上 CVV2-2C
- 3φ3W P2-1 CVT22
- 3φ3W P1-1 (1F) CVT60
- 3φ3W P1-4, 5 (1F) CVT100
- 3φ3W P1-6 (1F) CVT38
- 3φ3W S-2 (2F) CVT60
- 3φ3W S-1 (3F) CVT60
- ED 1V38×1
- ケーブルラックW=600AL カバー付

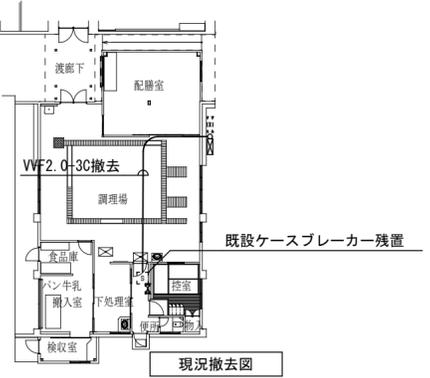
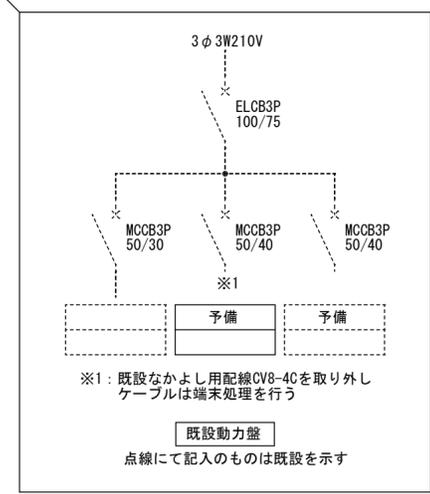
- 1φ3W 屋上 CVT200 (FEP100)
- 3φ3W 屋上 CVT200 (FEP100)
- 警報 屋上 CVV2-2C (FEP30)
- 3φ3W P2-1 CVT22 (FEP50)
- 3φ3W P1-1 (1F) CVT60 (FEP65)
- 3φ3W P1-4, 5 (1F) CVT100 (FEP65)
- 3φ3W P1-6 (1F) CVT38 (FEP50)
- 3φ3W S-2 (2F) CVT60 (FEP65)
- 3φ3W S-1 (3F) CVT60 (FEP65)
- ED 1V38×1 (FEP30)
- 予備 C (FEP65) ×2
- アスファルトはつり補修(機械設備工事)

- 3φ3W P1-1 (1F) CVT60E22 (H170)
- 3φ3W P1-6 (1F) CVT38 (H154)
- 3φ3W S-2 (2F) CVT60 (H154)
- 3φ3W S-1 (3F) CVT60 (H154)

- 3φ3W P1-1 (1F) CVT60E22 (H170)
- 3φ3W P1-6 (1F) CVT38 (H154)
- 3φ3W S-2 (2F) CVT60 (H154)
- 3φ3W S-1 (3F) CVT60 (H154)

- 3φ3W S-2 (2F) CVT60E22 (H170)
- 3φ3W S-1 (3F) CVT60 (H154)
- 3φ3W P1-5 CV38-3CE8 (F50WP)
- 3φ3W P1-1 (1F) CVT60E14 (H170)
- 3φ3W P1-6 CV38-3CE8 (H154)

1階平面図 1/300



備 考	

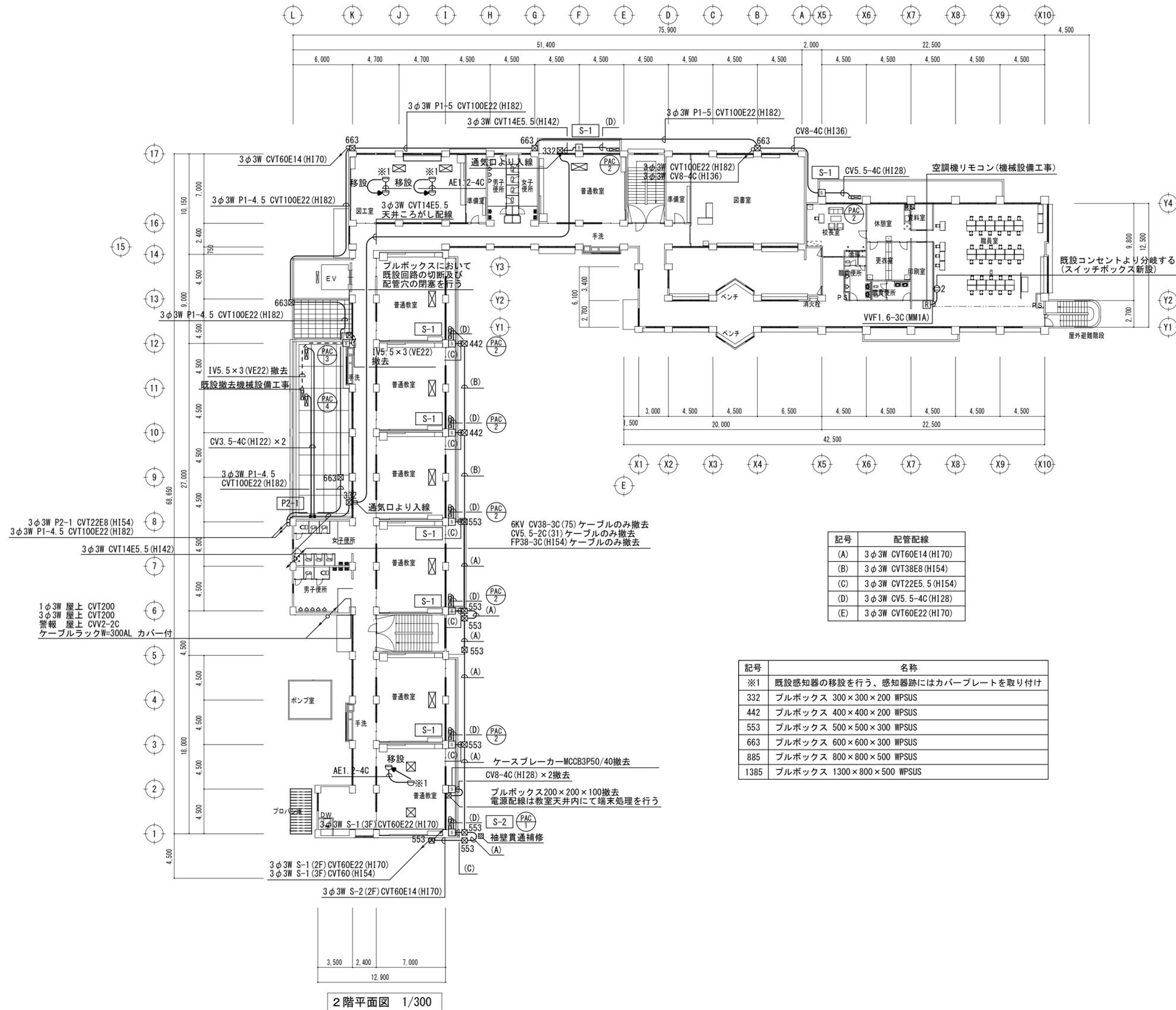
**NISSHIN
SEKKEI**

日新設計株式会社

三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No. 265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE	
Drawing Title	電気設備 1階平面図	SCALE	A2:1/300 A3:1/420
設計担当者			
一級建築士 No.215909 園分直之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹		

E-07
原図: A2



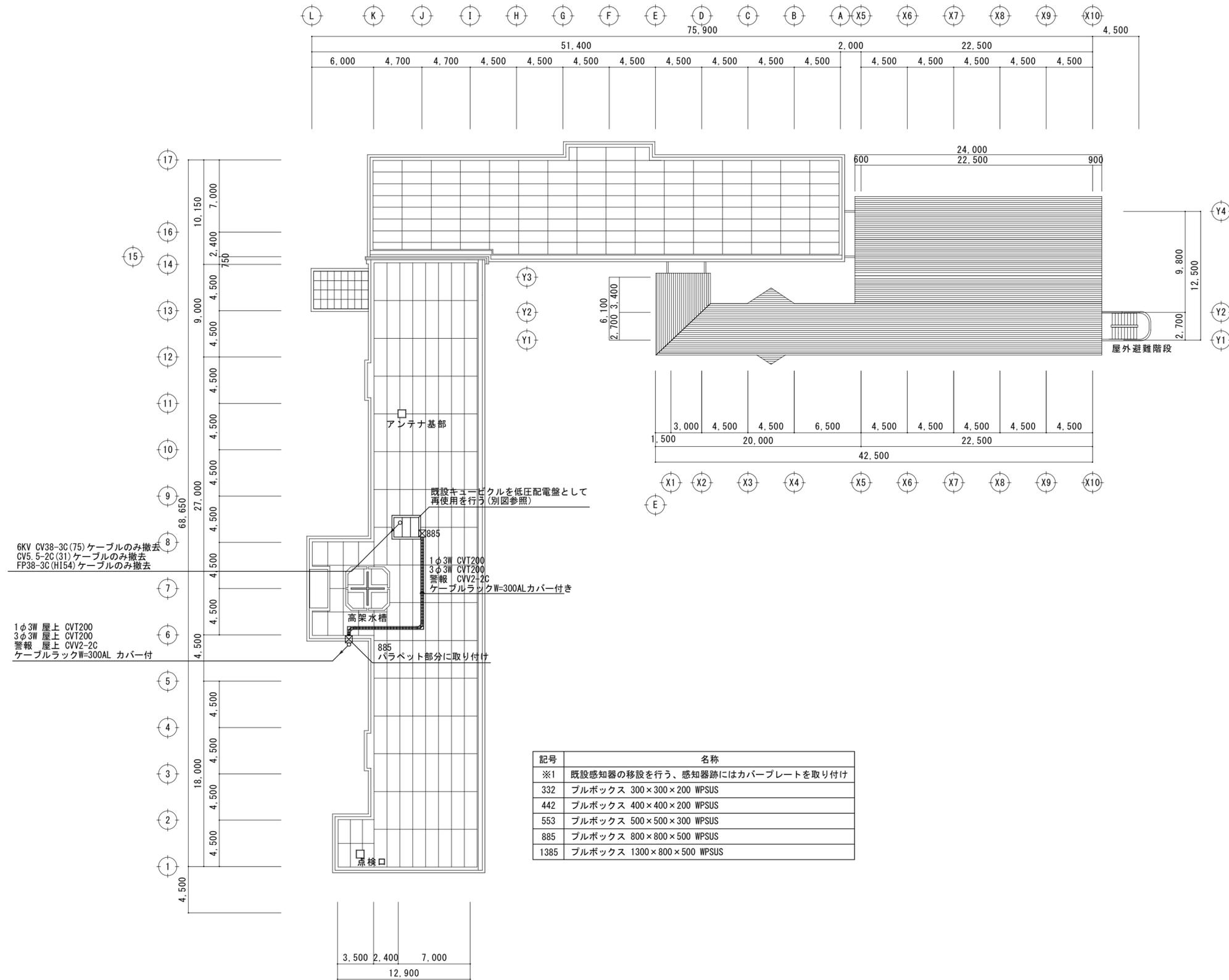
記号	配管配線
(A)	3φ3W CVT60E14(H170)
(B)	3φ3W CVT38E8(H154)
(C)	3φ3W CVT22E5.5(H154)
(D)	3φ3W CV5.5-4C(H128)
(E)	3φ3W CVT60E22(H170)

記号	名称
※1	既設感知器の移設を行う、感知器跡にはカバープレートを取り付け
332	プルボックス 300×300×200 WPSUS
442	プルボックス 400×400×200 WPSUS
553	プルボックス 500×500×300 WPSUS
663	プルボックス 600×600×300 WPSUS
885	プルボックス 800×800×500 WPSUS
1385	プルボックス 1300×800×500 WPSUS

備考

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
 三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事	DATE
Drawing Title	電気設備 2階平面図	SCALE
	設計担当者	A2:1/300 A3:1/420
一級建築士 No.215909 園分雄之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹	E-08 原図:A2



記号	名称
※1	既設感知器の移設を行う、感知器跡にはカバープレートを取り付け
332	ブルボックス 300×300×200 WPSUS
442	ブルボックス 400×400×200 WPSUS
553	ブルボックス 500×500×300 WPSUS
885	ブルボックス 800×800×500 WPSUS
1385	ブルボックス 1300×800×500 WPSUS

屋根伏図 1/300

備 考	

NISSHIN
SEKKEI
日新設計株式会社
三重県知事登録第1-518号 一級建築士 No.265708 出口基樹

Job Title	津市立栗葉小学校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事
Drawing Title	電気設備 屋根伏図
設計担当者	
一級建築士 No.215909 関分憲之	二級建築士 No.10498 多湖弘樹

DATE	
SCALE	A2:1/300 A3:1/420
E-10 原図:A2	